

平成26年第2回横手市議会3月定例会会議録

議事日程（第6号）

平成26年3月7日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 一般質問
 - 第 2 議案第89号 平成25年度横手市一般会計補正予算（第11号）の一部の訂正について
 - 第 3 報告第 7号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
 - 第 4 報告第 8号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
 - 第 5 議案第90号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて（横手公園敷地内立木の氷塊落下による家屋損壊事故）
 - 第 6 議案第91号 平成25年度横手市一般会計補正予算（第12号）
 - 第 7 議案第92号 平成25年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第5号）
 - 第 8 議案第93号 平成25年度横手市下水道事業会計補正予算（第3号）
 - 第 9 議案第94号 陳情委員会付託
-

本日の会議に付した案件

議事日程第6号に同じ

出席議員（26名）

1 番	高橋 和 樹	2 番	佐藤 徳 雄
3 番	立身 万千子	4 番	斎藤 勇
5 番	小野 正 伸	6 番	遠藤 忠 裕
7 番	土田 百合子	8 番	寿松木 孝
9 番	播磨 博 一	10番	奥山 豊
11番	加藤 勝 義	12番	奥山 豊 和
13番	本間 利 博	14番	菅原 正 志
15番	土田 祐 輝	16番	佐藤 清 春
17番	佐藤 忠 久	18番	塩田 勉
19番	佐々木 喜 一	20番	佐藤 誠 洋
21番	高橋 聖 悟	22番	木村 清 貴
23番	阿部 正 夫	24番	斎藤 光 司
25番	菅原 恵 悦	26番	佐々木 誠

欠席議員（なし）

説明のため出席した者（28名）

市長	高橋 大	副市長	佐藤 良吉
教育長	伊藤 孝俊	総務企画部長	浮嶋 伸
財務部長	石山 清和	市民生活部長	小丹 茂樹
健康福祉部長	柴田 恒宏	産業経済部長	遠藤 久志
建設部長	照井 康晴	上下水道部長	鈴木 弘志
教育総務部長	小川 良平	教育指導課長	高橋 成浩
消防長	伊藤 弘明	市立横手病院 総務課長	高橋 功
市立大森病院 事務局長	金澤 和彦	総務企画部次長 兼 人事課長	皆川 規和
総務企画部次長 兼 市長公室長	小田嶋 利宏	総務企画部長 兼 総務課長	佐藤 亮
総務企画部 経営企画課長	渡部 幸伸	財務部財政課長	三浦 淳
横手地域局長	武田 浩一	増田地域局長	遠藤 晴美
平鹿地域局長	高橋 嘉	雄物川地域局長	杉山 哲
大森地域局長	高山 勇光	十文字地域局長	鈴木 淳悦
山内地域局長	照井 礼司	大雄地域局長	小松田 文夫

事務局職員出席者

事務局 長	高橋 実	主 幹	村上 伸夫
総務担当主査	佐藤 和志	議事調査担当主査	長瀬 肇
議事調査担当主任	藤井 健一		

◎開議の宣告

○木村清貴 議長 おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

◎一般質問

○木村清貴 議長 日程第1、一般質問を行います。
通告により、質問は順番をもって許可いたします。

◇ 齋 藤 光 司 議員

○木村清貴 議長 24番齋藤光司議員に発言を許可いたします。
24番齋藤光司議員。

【24番（齋藤光司議員）登壇】

○24番（齋藤光司議員） おはようございます。市民の会の齋藤光司です。久しぶりの、また新しい市長に対しての初めての一般質問で非常に緊張しておりますが、よろしくお願いをいたします。

この前は皆さんに大変心配をおかけしました。このごろ本当に体調が悪く、いつからだろう、考えたら去年の秋の米政策の変更が政府から示され情報が小出しにされることによって、悪い想像が次から次に浮かび、その中で私の60年間の米づくり農家としてのプライドが大きく傷つけられたことと、一緒に歩いてきた家族、地域、またそのことに対策を講じなければならない役所、農協、改良区、共済組合等の農業団体の中にも全然危機感が見られないという自分としての思いの中でのいら立ち、一時は米づくり農家として絶望のふちに立たされ、それからずっと体調がすぐれないことに気がつきました。

その中の市長の今回の農業を基幹としたまちづくり構想であります。きのうの我が会派の奥山君の指摘ではありませんが、3日間の会派代表質問、一般質問の答弁をお聞きしても、市長が新しく農林部をつかって何をやりたいのか具体的に伝わってきません。新しい農業政策が示されて以来、へこんでいるのは私ひとりではないはずであります。今日は春近しとはいえ、こういう寒さと雪であります。もう一度田んぼに立つ気力を市長からもらえる答弁であることを期待して質問に入っております。

1、農林部の新設について。

1) 市長の、農業が横手市の基幹産業であるという考えの理念と定義は何かをお伺いいたします。

2) 農業を大事にしたいという気持ちは伝わってきますし、理解をするものであります。新しく農林部をつくることによって、平成25年度と比べて人、物、予算、政策など具体的に何をどう変えて何がどう変わるのか伺います。

3) 市として目指す横手市農業の方向性として、専業農家数を増やすことに重きを置くのか、市全体としての農業総生産額を上げることなのか、あるいはほかに目標があるのか、目指す方向性によって政

策としての取り組み方が変わると思いますし、変わるべきであります。明確な方向を伺います。

4) 市長の施政方針で示された県内随一の複合産地としての取り組みをこれまで以上に推進していくという公約の「これまで以上」という部分の具体的に「これまで」という部分の現状分析と問題点をどう考えているのか伺います。また「以上」という部分の今年度以降の政策は何なのか、また具体的な事業とその目標は何なのか伺います。

大きな2、新たな水田農業対策について。

1) 日本農政の大転換とも言える国の米政策の見直し等について、市としてどのように情報を収集し、分析、解析をしてきたのか伺います。

2) 直接支払の10アール1万5,000円が来年度から半額になるだけで、市全体として6億5,000万円の減収になると試算されています。転作率が約4割という配分率とともに、種々の経営所得安定対策の交付金に変更されるわけではありますが、市全体として金額ベースで平成25年度と比較してどれくらいの減収要因になるのか、具体的にお伺いいたします。

3) 米の生産調整について。

5年後をめどに、国による数量調整配分の廃止を判断するということが決定をされたわけですが、今まで地域に自分の周りに迷惑をかけない、稲作農家としてともに生きていくという一定のルールのもとに、私たちは米づくりを継続してきました。県内のある自治体のある法人のように、自分勝手なルールのもとにそれが新たな価値の創造でもあるかのように振る舞われると、非常に憤りを感じます。市長としてそのことに対する考え方と、市として平成29年度までは生産調整遵守が当市での米施策の基本姿勢であることの確認を改めて伺います。

4) 経営所得安定対策について、市として理解、研究、手当てが万全か伺います。

①新規需要米について、農家が望めば誰でもがことしから取り組める対応策が進められているのでしょうか。

②多収性専用品種の量的な確保ができているのでしょうか。

③飼料米については、交付単価が5万5,000円から10万5,000円と倍の開きがあります。栽培技術の研究普及をどうしていくのでしょうか。

④主食米と飼料米では、特に殺虫農薬について180度、使用方法が違います。近年問題になっているカメムシ対策に市としてどう対応をしていくのでしょうか。

5) 新たな米施策の発表後、当地区での水田売買実績数、水田価格に変化はあるのでしょうか。またこれからの見通しと影響をどう考えているのかお伺いいたします。

6) 農地集積において、ここ数年、出し手が飛躍的に増加することが予想をされます。受け手の確保の見通しは立っているのでしょうか。また担い手空白地域に対しての担い手育成対策をどうとっていくのかお伺いいたします。

大きな3番、日本型直接支払制度の創設についてお伺いいたします。

1) 農地、水、保全管理支払交付金制度は、現在、横手の農地面積において面的にどれくらいの面積をカバーしているのでしょうか。それは近隣市町村との比較の中で、どれくらいの位置づけでしょうか。また開始以来、金額ベースでどれくらいの金額がこの地域に支払われてきたのか伺います。また結果としてこの制度に参加してきた集落と参加してこなかった集落との違いをどう考えているのでしょうか。現在市がこの事業をどのように評価、総括しているのかお伺いいたします。

2) このことに対して、一部の集落がなぜ参加できなかったのか、個別ごとにその理由を把握しているのか、お伺いいたします。またその理由の分析の結果、行政としての事業への勧奨支援策がどのように講じられてきたのか、結果としてどれくらいの組織、面積を増やせたのか、お伺いいたします。

3) 新制度に現在の86組織が100%移行できるのか。支援金額が変わりますが、市として面的に100%取れたと仮定した場合にどれくらいの金額になるのか、お伺いいたします。地域の経済対策のために、また地域としての共助精神の醸成のためにも、市としても100%取りにいかなければならない、また取らせなければならない補助金だと思います。そのために市としての気概と未参加集落を参加させるための仕掛けづくりをお伺いいたします。

私たちは、なぜこの地に残り今日まで暮らしをつなげてきたのでしょうか。親がいて、古くても持ち家があり、田畑が大小を問わずあることからだったと思います。守るべきものがあつたからこそ残って、今日まで暮らしてきたのだと思います。今、この地では空き家条例をつくらなければならないほど、個人としてこの地で最大の財産であった家が要らなくなってしまつて、空き家が増えてきました。今度の米政策によって、田畑を持つこと、耕すことで、赤字だったら田畑も要らなくなる、そのことによって今度は親も要らなくなるのでしょうか。自分が60歳を過ぎてすごくそのことを意識するようになりました。この地で生きてきた人、生きようとする人にとつても、そのようなことはあつてはならないことと強く思います。だからこそ田畑を未来につなげていく施策が絶対に必要だ、そのことを強く強く訴えて檀上からの質問といたします。ありがとうございました。

○木村清貴 議長 市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 齋藤光司議員からは大きく3点、たくさんのご質問をいただきました。一つ一つお答えをいたしたいと思います。

まず1点目の農林部の新設については4点ございましたが、この件につきましてはまとめて答弁をさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

横手市にとっての農業は、農産物をつくって売るといふ産業振興の側面だけではなく、農地・農村の整備などによつてもたらされる環境保全や、地域の文化、景観の維持、継承など農業・農村が果たす多面的な役割をも含めて、市全体で振興していくべきものと考えております。また食料の安全確保という点からも、地域の中で維持発展させていかななくてはならない産業であり、生産者だけではなく市民全体でかかわりを持ち支えていかなければならないとの思いから、施政方針で農業が横手市の基幹産業と述

べたものでございます。

農林部の設置については、これまでのご質問にもお答えしてきたとおり、市全体で横手市の農業を応援するんだという私の思いを具体化するためのものであります。農林部では、市の農業生産の向上や基盤整備はもとより、市の基幹産業として農業を振興していくための体制を整えるとともに、同時に設置される商工観光部を初め他の部局ともこれまで以上に連携を深めながら、農業を食育、健康、観光に結びつけていくよう、あらゆる方策を探ってまいります。

産業としての横手市農業の現状については、これまで農業経営体の体質強化とコスト低減を目指し、農地集積の推進や集落営農組織の法人化などを農業政策の柱として進めてまいりました。しかし、たび重なる豪雪被害が影響しているとはいえ、平成21年度に掲げた産地収益力向上目標の達成には至っておらず、農業生産の底上げは実現できていないものと分析しております。そのため、これまでの取り組みは継続しながらも、さらなる果樹産地再生の取り組みや新規就農の促進と定着などによって農業生産力を高める施策を打ち出していく必要があると考えます。

目指す農業の方向性としては、価格競争に勝てる低コスト化の徹底、地域ブランド化など付加価値の追求、信用に値する安全・安心の確保という3つの柱が基本にあると考えておりますので、こうした農業に取り組める農業経営体の育成と産地収益力の向上を両輪として施策を展開してまいります。その一方で、単に農産物を生産して売るというだけでなく、地産地消の推進や市民農園などを通じて直接農業生産にかかわりのなかった方々をも巻き込んで、横手市の農業を全市民で共有するような取り組みについても進めてまいりたいと考えております。そのキーワードとなるのが食育であり、生産者のためだけの農業政策でなく、市民全員が農業にかかわりを持っていると意識できるような横手市農業を目指してまいります。

複合産地の取り組みについては、佐々木喜一議員からのご質問でお答えしたとおり、秋田県の振興作物のうち6品目で県内1位、また7品目で3位以内という県内トップクラスの販売額を上げており、このことをもって県内随一の複合産地と述べさせていただいております。こうした主力となる栽培品目の多さは産地としての強みである一方、一つ一つの作目の生産量や知名度などからすると弱点でもあると見ております。またそれぞれの生産現場に目を落としてみると、必ずしも後継者が育成、確保されている作目ばかりでないということもうかがえ、この地域の農業を考える上で大きな課題であると言わざるを得ません。こうした課題を踏まえ、米を初めとする土地利用型作物だけでなく、複合部門にも取り組む農業法人などの経営体育成と新規就農者を初めとする担い手の育成確保をさらに進めていきたいとの思いから、これまで以上という表現を用いたところでございます。

平成26年度では、国の経営体育成支援事業を活用して、経営改善に取り組む農業法人へのかさ上げ助成や優良農業者の表彰事業、若手農業者の経営力向上を目的とした農業経営ビジネス塾や仲間づくり応援事業などに新たに取り組んでまいります。また引き続き、人・農地プラン事業や青年就農給付金事業を活用した農地集積や担い手の確保を推進するほか、農業夢プラン事業や先駆け農業応援事業などの実

施により、産地収益力の向上につながる施策を展開してまいります。

次に、新たな水田農業対策について1点目、日本の農政の大転換とも言える国の米政策の見直しについてどのように情報を収集し分析をしているのかという問いについてお答えをいたします。

今回の米政策の見直しにつきましては、国・県に対し個別具体の問い合わせを繰り返しながら、積極的にその情報収集を行ってまいりました。今回の見直しでは数量払いの導入など飼料用米への助成が拡充されましたが、国の改革の公表が年末であったことから、26年度の検査と保管等についてJAなどの集荷業者の受け入れ態勢が整わないため、飼料用米の作付は限定的にならざるを得ないものと考えております。またソバの作付については現状の戦略作物から産地交付金へ変更され、交付要件も厳しくなっております。これまで積極的に推進してきた農家の減収は必至であるため、激変緩和の措置を講じてもらえるよう要望しているところでございます。このように見直しの公表が急遽行われたため、26年度における拡充された政策等への対応は難しい状況にありますが、今後も情報収集に努め、農家の皆様により有利な対応ができるよう、5年後を見据えながら推進してまいります。

続きまして、2点目の直接支払の10アール1万5,000円が来年度から半額になるだけで、市全体として6億5,000万円の減収になると試算されるというご質問でございます。これに対するの答弁を申し上げます。

今回、米政策の見直しにより、平成26年産米から米の直接支払交付金については10アール当たり7,500円と、これまでの半額となっており、議員ご指摘のとおり、市全体としましては補助金ベースで6億5,000万円の減額が見込まれております。一方で水田活用の直接支払交付金への拡充が行われており、補助金ベースで3,600万円程度の増額が見込まれております。また日本型直接支払制度の多面的機能支払について、現行の農地・水保全管理支払の対象面積が全て移行されれば、約1億9,000万円の増額も見込まれます。単純合計では市の減収が約4億2,400万円となり、結果的に米の直接支払交付金の減収分は補えない状況となっております。今後、市としましては県及び農業団体と連携を図り、諸施策を十分に活用した複合経営のさらなる定着と安定生産、農地集積等による低コスト化の取り組みを強化してまいります。

また、市農業再生協議会においては、加工用米などの非主食用米での取り組みや、大豆、麦、市の振興作物への作付転換を推進するとともに、関連施策の情報をきめ細かに提供し、農家の方々に積極的に活用していただくことで所得の向上につなげていきたいと考えております。

続きまして、米の生産調整についてのお尋ねでございました。

国による生産数量の配分が廃止されれば、農家個々での判断は困難であると思われることから、国や県、市が一定の関与をしていくことが望ましいと考えます。米の生産調整につきましては、国の政策のもとに制度は制度としてルールを守りながら、農家にとって有利になるよう有効に活用していかねばならないものと思います。また平成29年度までの生産調整については、今までどおり数量配分を遵守するとともに、農業団体などと協力しながら農家経営の向上を目指し、複合経営を支援してまいります。

4つ目の、経営所得安定対策についてのご質問でございます。1点目についてお答えをいたします。

新規需要米には、ホールクロップサイレージ用の稲、飼料用米、米粉用米、輸出用米などがあります。今回の見直しにより、助成が拡充された飼料用米の対応策につきましては、国の改革の公表が年末であったことから、JA等の集荷業者においては生産、乾燥調製、検査、集荷、保管施設、出荷等の受け入れ態勢が整わない状況にあります。そのため26年度においては飼料用米の多収性専用品種の種子確保、施設整備などを行い、農家の皆様が取り組みやすい体制を整えながらJA等と取り組んでまいります。

2つ目のご質問に移ります。

種子の量的な確保はできているのかという問いでございますが、飼料用米に対する関心が高まっており、所得確保のためには多収性専用品種での取り組み、コストを極力かけない管理が必要であると考えております。秋田県における多収性専用品種につきましては4品種ありますが、県特認品種である秋田63号の種子につきましては、県から26年産作付向けの需要量で秋予約されている分は確保できると伺っております。しかしながら秋予約以降の追加需要量については、全ての品種において対応が困難であるとのことであります。

続きまして、飼料米について交付単価が5万5,000円から10万5,000円と倍の開きがある栽培技術の研究普及をどうしていくかの問いについてお答えをいたします。

飼料用米については、従来より取り組んでいる農家や意欲的な農家から取り組みについてお問い合わせをいただいておりますが、飼料用米を含む新規需要米に対しては様子見的な状況になっております。今後とも主食用米の消費減退が続く中で一定の需要が見込まれ、水田を水田として維持できる重要な作物でありますので、市としましても関係機関と協力しながら、農家が取り組みやすい環境づくりを進めてまいります。また、飼料用米の収量が交付金の単価に直接影響することから、多収性専用品種の種子確保や低コスト、多収栽培技術の普及等について、県や関係機関と協力しながら取り組んでまいります。

続きまして、主食用米と飼料米では特に殺虫農薬についての使用法が違うという点についてのご質問でございました。お答えいたします。

平成26年度版秋田県農作物病害虫・雑草防除基準によりますと、飼料用米の病害虫防除基準及び雑草防除基準は、基本的には水稲の防除基準に準じて行うことと定められております。したがって主食用米などと同様の防除などが必要なわけですが、適切な肥培管理がなされていないために反収が少なかったり、議員ご指摘のとおり主食用米作付圃場の周辺において斑点米の発生が認められております。そのため今後の飼料用米の防除基準は、水稲防除基準と相違する部分が出てくる可能性もあります。いずれにしましても、県や関係機関と協力しながら飼料用米の生産技術を普及、啓発するとともに、生産コストを含めた取り組み体制について、十分な検討と地域内の合意形成が図られるよう支援してまいります。また、これにつきましては齋藤議員も当事者として問題点は大変自分のことということで理解していると思えますし、逆にいいご提言等をいただければ幸いに存じます。

続きまして、5点目の新たな米政策の発表後、当地区での水田売買実践数、水田価格に変化があるか

というお尋ねでございました。

昨年12月に国の新たな米政策が発表され、長年続いた米の生産調整が5年後に見直しとなり、新たに農地の集積に向けた農地中間管理機構の創設などが発表されました。これまで水田の売買単価については年々下落傾向にあり、ここ5年で件数、面積とも減少しており、10アール単価は13%下落しております。国の米政策が発表されまだ間もないことから、この12月から2月の3カ月では全体として価格の大きな変動はまだ見られません。現状では水田の売買価格の下落傾向は続くものと思われま

6点目の農地集積に対するお尋ねでございました。

担い手空白地域における担い手育成対策につきましては、議員ご指摘のとおり非常に難しい問題だと認識しております。この問題については、全市的に画一的な政策、施策を行うことで解消されるものではなく、その地域や周辺地域の状況を十分に加味しながら、地域ごとに対策を講じていくことが必要になります。平成26年度から始まる国の中間管理事業関連施策の出し手や、地域に交付される集積協力金や簡易な基盤整備事業、さらには新規就農関連施策や人・農地プランの話し合いの仕組みを活用しながら、その地域に合った検討をしていきたいと考えます。例えば集落営農組織の新規設立も含めた地域内担い手の創出、周辺地域からの参入、地域の立地、自然条件を生かした高齢者などでも取り組みやすい作物や高付加価値作物の導入、農業分野以外からの参入就農の促進など、さまざまな角度からその地域の将来を考える検討、提案をさせていただきたいと考えております。

大きい3点目の日本型直接支払制度の創設についてのお尋ねでございました。

3点ございますが、まず最初の1点目の質問についてお答えをいたします。

平成25年度まで実施しております農地・水保全管理支払交付金制度の実績としまして、市の農用地面積の59%に当たる1万29ヘクタールが協定面積となっております。近隣の大仙市においては66%、湯沢市では59%と聞いております。また制度がスタートした平成19年度から23年度までの5カ年で約19億5,300万円を交付しております。平成24年度から2期対策では2カ年で約5億5,500万円を交付し、これまで合わせて約25億円を交付しております。制度に取り組んできた組織では、よりきめ細かな維持管理が実施できるようになり、広範囲の作業や機能修復につながりました。さらには景観形成などの環境保全活動を通じて、地域のつながりと交流の場になっているものと認識しております。

このように非常に効果の高い優位性のある制度でありますので、菅原議員へもお答えしたとおり、日本型直接支払制度の創設に伴い現在の組織が新制度に移行することで、継続した活動を行えるよう推進してまいります。

続きまして、この項の2点目の一部集落がなぜ参加できなかったのかというお尋ねでございました。

従来の制度であります農地・水保全管理支払交付金制度に参加できなかった理由として、役員事務等の引き受け手がないことや、農業従事者の減少、高齢化の進行により共同活動を継続的に実施することが困難であるため集落協定に至らなかったことが上げられます。1期対策中も活動中の組織の取り組み状況を紹介するなど、制度の優位性をアピールし情報提供に努めてまいりました。その結果、1期対

策から2期対策への推移では、統廃合により全体の組織数は94組織から86組織に減少したものの、新たに18組織が活動を開始し、対象面積も754ヘクタールの拡大となりました。

続きまして、最後の3点目、新制度に現在の86組織が100%移行できるかとの問いでございます。

現在、活動を行っている全ての組織が現制度における5年間の協定期間内であるため、新制度にそのまま移行することになります。新制度では農地維持支払と資源向上支払の二本立てとなることから、混乱が生じないよう適切な指導を行ってまいります。

次に、交付金額についてでございますが、現在の対象面積である9,724ヘクタールに対しては、現行より交付単価が上がることにより約1億9,000万円増の約4億7,000万円の交付額を見込んでおります。今後は未参加地域への普及のため、事業概要の周知とアンケート調査による意思確認を進め、できるだけ多くの地域が取り組めるよう支援してまいります。

檀上からは以上でございます。

○木村清貴 議長 齋藤光司議員。

○24番（齋藤光司議員） 市長、やっぱり、なぜ伝わらないか。正直、誰かが書いた原稿を読んでいるからなんです。数字そのものよりも何をしたいかをやっぱり先に立って言わないと伝わらないし、新しいものをつくるんですから、まずそのことを一言申し上げたい。るる説明していきます。なぜ正直言うと今読んだことについてだめか。

まず、基本となるのが要するに今の複合経営ですよ、複合経営を伸ばしていくという話でしょう。その中であるのが産地収益力向上事業です。平成22年度事業を含めて2億5,390万。4年で10億8,237万円です。時間がないので急ぎますけれども、毎年2億7,000万円ずつ入れているんです、2億7,000万円ずつ。補助金額が4年で4億4,193万です。それにもかからわず平成21年度がベースで、平成21年度と比べて100%超えた年は1回もないんです。それでこの間の決算のとき聞きました。そのときにどう答弁されたか。アスパラガス何ヘクタール伸びた。ここにちゃんとあるんですけれども、アスパラ8ヘクタール、エダマメ36町歩、スイカ、ネギ9町歩、これが取り組まなければ産出額が減ったでしょうという、それが根底にある限り伸びないでしょう。

私、今40町歩やっています、40町歩。500枚あります、500枚、枚数で。そのときに、それはどこから始まったか。欲たかれでやったのでなくて、市長わかるとおりに十文字の特殊工作さん、丸巳繊維さん、あそこが要するに規模を縮小する、そういう形の中で地域の間が解雇という形であぶれてきた。それを私はその作業請負したほうが今得なんです。現金でも何でも。そういう中で年間を通して請け負わなければ年間使われないということでやりました。そのときに集まってきたときに、やっぱり他産業の従事者です。水、見てみてきたか、見てきました、大きな胸を張るんです。見てきました。そして見に行けば、水入っていないですよ、除草剤振りに行けば。次の日、水入ってきたかとまた聞くと、水はありませんでしたと胸張るのさ。普通の感覚だったら、建物にネズミ穴あいているか、穴あいていないか見なければならぬのですよ。それと同じで10億かけて100%ならねば、どこに原因があるのかというそ

こから考えなければならぬでしょう。決算委員会と同じことをしゃべっているうちは、これは期待できないですって。もう一回もとからやり直したほうがいいです。これは提言しておきます。

それから、2番目の新たな水田農業対策、これについて今年度対策で間に合わないという理由で飼料米やれないなんていうのは、これは施策でないでしょう。農家がやらないという判断するんならいいですよ。今、国の施策として、きのうの奥山君の話でありませぬけれども、国の施策として堂々とあのくらいやって10万5,000円で農家所得を上げてください、頑張ってくださいというときに、準備が整わないので5年後をめどにと言われたら、皆さんどうですかね。私はそんな政治でないと思いますよ。市長、期待していますよ。まだ間に合いますよ。私は正直農業で立て上げた米をその地域の豚でも牛でも鶏にでも食べさせて付加価値をつけて、市長言うとおりになんですよ。そしてダブルでもうかるようなシステムづくり、あそこさ行ってきた、ここさ行ってきた、けれどもだめだっけという話ならわかるけども、誰も多分歩いていないと思いますよ。

私、羽後町の同級生がいて、毎月25トンずつお願いしますと言われた。でも畜産農家と、私農家ですけども耕種農家ですけども、要するに農政事務所まで行かなければいけない。それに対してどんな資料を持って、どんなことをすればいいかわからないでしょう。そのことからちゃんとよく地域局の窓口さ行ったら、こうすればいいんだ。資料ができていて住所と名前とお互いにハンコをつけばできる、それが新しい農業施策ですって。そこまでやってください。ぜひともお願いします。意見でないからね、質問だから、どう思いますかということを知りたいと思いたい。市長、まずどうかひとつ私の思いに答えてください。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 まず、国の政策にしっかりと乗れる部分は乗っていかないといけないと思いますし、そういう補助金なりそういうものも来るわけなので、その点は逃さないような努力というものを市としてもしていかないといけないですし、アドバイスというものもしていかないといけないと思っておりますので、今後も齋藤議員のご意見を十分に踏まえながら対応してまいりたいというふうに考えます。

○木村清貴 議長 齋藤光司議員。

○24番（齋藤光司議員） 市長、水田農業対策で現実に具体的な提言します。平成25年度において水田利用直接支払11億6,500万、米の直接支払が13億900万、畑作物の直接支払が1億9,800万、規模拡大加算が3,600万、約27億円の金が交付金という形で市に入っています、転作の。これは平成25年度は5月だという話ですけども、24年度、去年の野菜全体の売り上げ26億2,000万円より上回っているんです。その中で作目ここさいっぱいある。まずソバが450ヘクタール。言われたとおりソバ、基礎額2万円ですよ。これを新規需要米に向けてみてください。8万円ですよ。6万円掛ける200町歩、1億2,000万、そこに出てくるんですよ。新たな投資をしなくても作目を誘導するだけで出てくるんです。

それから、自己保全管理。これ何も補助金ももらっていない。要するにカウントだけです。707町歩もある。これも何とかかんとか新規需要米、要するにこれに向けてやると5億6,000万増えるんです、一

気に。これのほうが新規投資も要らないでしょう。正直。そうすれば、1億2億なんか簡単な話ですって、本当にやる気になれば。今この施策の数字の中だけで、トリックでなくて。

何でそういうことを言うか。私がやっているからです。私の地域の中で、ソバだんだん減っています。水のかかるところは私、全部新規需要米にしています。2万円支払っています。その6万円の中で手間払わねばいけない。でも赤字になっては困る。そのためにじゃどうするか。赤字にならないです。肥料代から何からみんな正直言うと同じくらいかかるんですけども、やっぱり機械のコストなんですよ。だからこそ施策を立てるときに農業政策はやっぱりコスト、数字を押さえておかなければいけないだろう。それを積み上げて役所の予算の編成だけでなく、施策を立てるときにはやっぱり正直言うところこれで飯食わなければいけないんですよ、農家。続けていかねばならないですよ。いかに得か。

農家は正直言うと動噴をかつがせたり肥料をふらせればタフだけれども、自慢でないけれども私だって鉛筆持てば眠くなるんですよ。ゆうべの11時から今までかかってもやもやじくなって今しゃべっているんですけども、でも思いの中で本当に何とかみんなして知恵出して乗り切らないと、さっき壇上で言ったとおり、それこそ田畑が要らないものになってしまう。私は地域でそのようなことをしてはいけない、明確ないい時期に高橋大市長が市長になってくれたな、そう思っているんです。だからありったけ頑張ってください。知っている人から聞いて。そしてそれをちゃんとした政策にして、5年先なんて言わないで、毎日毎日勝負なんですよ、今。そういう部分の中ではもっともっと危機感を持ってください。

それからもう一つ、非常に心配するのが、これもそれこそ市民部長にはなむけを送るという、ここでいくらか言わなければならぬだろうと思って、今日の朝日新聞の第1面、国保の差し押さえの話が出ていました。今非常に私が心配しているのは、戸別所得補償の要するに1万5,000円が7,500円になる、直接支払のね。それで6億5,000万減る。そうすれば横手市の国保加入者の半分以上が軽減とか減免とかというそういう我々組織です。これは確認してきた。そういう中で何とかそれこそ健康の駅も含めて、それこそ医療費を抑制しながらだけれども、これがなくなることによって掛けている、主として収入の部分の中の税の基礎になる6億5,000万のお金が、もう5年たったならそれこそ13億減る。だからこれは一農林部だけでなく庁内全体の中で、やっぱりそれこそ対応策を考えてほしいということなんですよ。そして危機感を持ってほしい、全員が。そうでなければ私は乗り越えられないと思っています。お願いします。これはまずお願いになるけれども、1つ。

それから、きのう、県の今議会の中で委員会開かれている。その中で県の農業産出額を平成29年度までの4年間で全体で1%増やすのだそうです。その中で米への依存度を平成24年度の64.1%から50.4%に引き下げる。頑張れというのではないですよ。引き下げる。その実現のために米の産出額を20%減少させ、果物で66%の増、畜産で38%の増、野菜で36%の増を見込んでいる。これが堂々と県の担当者から話されている。これ、今日朝に報道されました。新聞には載っていませんけれども、そのホームページの中で見ました。私は詳細はわかりませんが、農業県での農業施策の中で、まず第一に米の産

出額を20%減らすという政策のセンスを疑いますし、果樹も一大産地の我が地区横手が3年続きの雪害で頭を抱えているときに、幾ら秋田県が広いといえども、現在から1.7倍の果樹産出額が上がるとは私は考えられません。想像すらできません。単なる数合わせにすぎないと思っています。米産出額分の果樹、野菜、畜産出荷額イコール0.496とする私は算術だと思っています。このことについて短くひとつ市長、見解いただけますか。この話、まだ見てないと思うけど、話の中で要するに農業県であって、我々が正直下げるのではなく、正直私は現状維持かそれ以上伸ばすという施策でなければ施策でないと思うんですけども、そこの部分について市長どう思いますか、それぐらい共通の認識持っておきたくて話すんですけども。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 我が横手市は、米生産に物すごい適した地域だと思っております。やはり適地適作ということももちろん念頭に入れながら、農業生産の農業政策を進めていかないといけないと思っておりますので、そういった点をしっかりと念頭に入れながら頑張っていきたいと思っております。

○木村清貴 議長 齋藤光司議員。

○24番（齋藤光司議員） だから、市長、要するに複合経営に何ぼ走ってもいい。要するに対岸の火事と思わないで何ぼ走ってもいい、一生懸命頑張ってもいい。でも我々がそのくらい言えるだけ米に対して本当に向き合ってきたか。横手の米に対して、政治として。ブランド化一つもしていません。我が隣に羽後農協あります。田んぼ全体に農協全体に、今それこそ堆肥を入れています。我々の地区だって3つか4つあるんでしょう。そういう形の中でやっていないじゃないですかね。だから一生懸命やっていてそれからだったら、その複合化でも何でも私は進めてもいいんだと思うんですけども、米そのものをそれこそないがしろにしている、自分の家族をそれこそないがしろにして、人の家族だけという形の中では俺はちょっといただけないなと思っていますし、その辺、頭に入れてやってください。

あと1分40秒です。市長、本当に今日きついことも言ったかもしれないですけども期待しています。見ていて、それこそ何か元気もらいます。そういう中でそれこそ頑張ってください。それこそ高校も同じですし、それから個人の縁とか何とかでなくて、一つだけ前の石山米男議長、彼の地域で高橋健一という元議長がいました。彼80何歳の人で我々の高校の先輩ですね。でも彼が必ず言います。石山米男、俺より早く死んでしまったけれども、あれは俺の趣味だったんだ、何やってもめんこいし、何やってもあいつも頑張ってきた、期待かけた以上に頑張ってきた。悪いけれども期待をかけさせていただきます。そして俺がそれこそあと何年生きられるかわからないですけども、そのときに、高橋大が趣味だったって言えるように頑張ってください。

終わります。

○木村清貴 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は午前11時15分といたします。

午前11時00分 休憩

午前 11 時 15 分 再 開

○木村清貴 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 佐々木 誠 議員

○木村清貴 議長 26番佐々木誠議員に発言を許可いたします。

26番佐々木誠議員。

【26番（佐々木誠議員）登壇】

○26番（佐々木誠議員） 26番、市民の会、佐々木誠でございます。一般質問をさせていただきます。

しばらくの間、おつき合いのほどよろしくお願いいたします。

最初に、今冬の大雪におきまして除雪作業中に亡くなられた方には心からお悔やみを申し上げます。また、おけがをされた方には心からのお見舞いを申し上げます。それでは通告の順に質問をしていきたいと思っております。

まず最初に、再生可能エネルギーについてお尋ねをいたします。

現在のエネルギー供給システムは、化石燃料や原子力などエネルギー密度の高い一つのエネルギー源から広範囲の多数の需要者に供給するという総合的システムである。それゆえ火力や原子力を基盤にした現在の電力会社は、広域における独占事業体として存立できるのである。そして社会システムをこの集権的、総合的といいますか、供給システムに即して構築されております。

一方、クリーンエネルギーである太陽光や風力、水力などの自然エネルギーはエネルギー密度が低いいため、一つのエネルギー源からは少数の需要者にしか供給できないため、いわば需要者の数の分だけエネルギー源を設けなければならず、分権あるいは分散といいますけれども、分権的なシステムにならないを得ない。それゆえクリーンエネルギーを利用するためには、エネルギー供給システムを集権的から分権的システムに変えなければならない。それは現在の社会的システムを根本的に変えなければならないという厄介な問題に直面する。それゆえ安全性に問題があるとはいえ原発が普及した一因は、原発は供給及び社会システムを変えずに、化石燃料を原子力に置き替えるだけでよかったからである。

再生可能エネルギーは、地域ということに即して言えば、まさに日常生活圏レベルの地域に即したエネルギーであり、クリーンエネルギー導入は環境問題の解決だけでなく、地域の再生の原動力になり得るのではないであろうか。なぜなら再生可能エネルギーは、地域を基盤にして利用するとき最も効率よく利用できるからであり、それゆえに再生可能エネルギー導入は地域の再構築抜きにはあり得ないからである。

増田水力電気株式会社は、分権的・供給的システムであり、増田水電のたどった道筋からは、今後のクリーンエネルギー導入と地域の関係を考える上で多くの示唆を得ることができるであろうと思われま

す。夢物語と言われるかもしれませんが、増田水電を復活させて横手市が分権的供給システムを構築す

ることは、大きな意義があるものと思っています。

そこで質問いたします。横手市の小水力発電への取り組みの現況についてお伺いします。

2番目に、真人水力発電所の再興の可能性についてお伺いいたします。

次に移ります。その前に真人発電所が出ましたので、増田水力発電所の歴史をちょっと紹介したいと思います。いろいろ個人の名前が出てきますけれども経緯は省略させていただきます。増田水力電気株式会社（株）の歴史について述べてみます。

日清戦争のころ、明治二十七、八年のころ、増田の商人、地主は土地取得や農産物の仲買、金、穀、穀物の穀です、の貸し付けなどを引き続き行う一方で、株式会社や合資会社などの会社組織を設立し新たな企業経営に乗り出した。日本に初めて電灯がともされたのは明治11年3月25日、東京虎の門の東京大学工学部で催された中央電信局開業祝賀会会場においてである。秋田県の一般家庭では、明治34年11月18日、土崎港町の近江谷栄次が創立した電力会社将軍野発電所から秋田市と土崎に送電してともされたのが始まりである。同40年に本荘町、翌41年に能代港町、そして同43年11月に増田町と横手町が増田水電によって点灯された。

増田水力電気株式会社の創業者は、初代松浦千代松さんという方で、この方は以前から葉たばこや生糸の仲買業をやっており、特に葉たばこにおいては増田煙草業組合の取締補佐役を務めるなど増田商人の中でも葉たばこ仲買に力を入れた人でもあった。松浦は明治32年、羽後煙草合資会社を設立し、政府から購入した葉たばこの売買や、後に刻みたばこの製造を行うようになった。しかし、たばこの製造が国営となったため、同43年11月、同社は解散せざるを得なくなったのである。そこで松浦は新しい事業へ転身を図るべく決心をする。

ちょうどそのころ、縫殿の長坂又兵衛が長坂商店を合資会社に改組し、明治41年、みそ、しょうゆ製造を機械化するためにボイラー利用による自家発電を計画していた。そして工場内で電灯を設置し、電灯の威力を見せるため軒先にイルミネーションを取りつけたのである。これには町内の人々はもちろん近郷近在からも多くの見物人が訪れ、初めて見る電灯の明るさと美しさに大いに感嘆したという。これを見た松浦は、新しい事業として電力事業に着手することを思い立った。仙北郡高梨村の大地主池田屋から迎えた養子孝八郎さんに水力発電の研究を命じ、どうにか水力発電の概要を理解することができ、増田を流れる成瀬川の水力を動力とすることを決意した。同43年6月27日、事業経営の許可があり、同年9月について増田水力電気株式会社を設立した。真人発電所の発電量は220馬力、150キロワット、10燭光で3,500個が点灯できたそうです。日中戦争以後の戦時体制下で電力への国家統制が強まり、昭和17年、増田水電の歴史は終わりました。

余談ですけれども、孝八郎さんが購入した大英百科事典、水力発電の勉強をした大英百科事典ですけれども、当時の米価で150俵分であったそうです。以上が真人発電所の歴史を簡単に述べてみました。

次に移ります。2番、雪に強いまちづくり構想についてです。

十文字町には、2カ所の大きな団地があります。通称中央団地、宝竜団地と私たちは呼んでおります

けれども、交通の便もよく、住居環境としては最適な地域と思っております。しかし冬期間においては大雪になるとかなりの苦勞が伴っている現状です。どちらも共通して言えるのは水路に水がないことです。流雪溝があればな、水路に水があればな、幾度となく言われました。だけれども水を引いていくには、どちらも非常に難しい状況になっております。そういうことを考えますと、雪国のまちづくりは宅地造成から始まるのではないかと思いました。融雪設備、流雪溝あるいは消雪パイプ等の設備をして、そして宅地造成をし、そこに住宅建設の方たちを誘導して、そして雪に強いまちづくりをしてはどうでしょうかということでも2番の質問でございます。冬期間の雪対策、流雪溝、消雪パイプ等設置を考えた宅地造成をし、住宅建設希望者をそこに誘導し、雪に強いまちづくり構想を進めてはいかがでしょうか、所見をお伺いいたします。

次に、大きな3番目、老人クラブへのかかわりについてご質問させていただきます。

この冬、ある老人クラブの会でちょっと話をしてくれということで、会に参加させていただきました。参加して感じたことは、会員の皆様が笑顔で元気に振る舞っている様子に感動をいたしました。失礼な言い方であるかもしれませんが、さもないゲームでしたけれども本当に楽しみながら和気あいあいと大きな声で笑いながら時を過ごしていることに元気をもらったところです。

冬期間の運動不足解消は、高齢者にとって大変重要なことではないかと思っております。市の老人クラブへのかかわりについては、本当に親切に対応してくれていると思っておりますが、もう一度冬期間のかかわりについて考えてみてはいかがでしょうかということで、こういう質問をさせていただきます。冬期間の老人クラブの活動は、高齢者の運動不足の解消に大きな役割を果たしていると思います。高齢化社会の中で老人クラブ活動はますます重要視されると思います。老人クラブ活動の推進のためにどのようにかかわっていくのかをお尋ねいたします。

最後に、この3月で退職される職員の皆さん、本当にお疲れさんでございました。退職後の人生に楽しく過ごされることをご祈念申し上げまして壇上からの質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○木村清貴 議長 市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 佐々木誠議員からは、大きく3点についてのご質問がございました。最初の再生可能エネルギーの質問の中におきましては、増田の水力発電の歴史をいろいろとご教示いただきまして大変勉強になりました。100年以上も前に、あの増田並びに横手地区においては電気が流れていたんだということも教えていただき、大変勉強になって今後の参考に、横手、増田を発信する上での参考にできる何かないかなというふうにも思った次第でございます。またその発電所の歴史とか産業の歴史、たばこの歴史も含めて、増田の歴史を紹介する上での一つのキーにもなるかもしれませんので、そういったことも含めて今後展開をしていければなというふうにも感じました。

それでは、1点目の横手市の小水力発電への取り組みについてお答えをいたします。

小水力発電への取り組みの状況については、小水力発電を含めた再生可能エネルギーの取り組みの可能性については、市の若手職員で構成するグリーンイノベーションプロジェクトチームにおいて検討しております。小水力発電については他市の取り組み事例等を参考に、市内にある既存の水路を活用した事業の可能性について調査しているところであります。

次に、再生可能エネルギーについての2点目の真人水力発電の再興の可能性についてお答えをいたします。

旧真人発電所の再開発については、議員がお話しされましたとおり、旧増田町において平成14年から16年にかけて、経済産業省の予算で新エネルギー財団によるハイドロバレー計画開発促進調査を実施しております。その後は河川管理者との水利権の協議や東北電力との系統連携協議などがなされないまま市町村合併を迎え、新市においては現在、総合計画や過疎地域自立促進計画に掲載されておらず、具体的な取り組みを行っておりません。

このような経緯ではありますが、東日本大震災をきっかけとして、小水力発電も含めた再生可能エネルギーへ注目が集まり、この事業に興味を示している民間事業者がごございます。また地元からは、増田の町並みからここを含む釣りキチ三平の里までの面的な発展を望む声をお聞きしますし、国や県も再生可能エネルギーの導入を積極的に進めている背景もごございます。市としましては今後、国の新エネルギー基本計画や固定価格買取制度などの動向に注目しながら、事業の採算性などを再検討する必要があると考えております。

続きまして、雪に強いまちづくり構想についてのご質問でございました。冬期間の雪対策を考えて宅地造成をというようなことでございます。お答えをいたします。

雪に強いまちづくりにつきましては、市が行う宅地造成である土地区画整理事業では、道路幅員は最少でも6メートル、幹線道路については8メートル以上を確保し、道路側溝につきましても片側に流雪溝タイプを設置するなど、雪国に対応したまちづくりを進めてきたところです。また民間事業者による宅地造成となる開発行爲につきましても、道路幅員は市と同様とするなど雪に強いまちづくりを指導しております。議員ご指摘の雪に強いまちづくり構想は、雪国に暮らす市民にとって理想的なものと感じますが、雪問題に限らず、まちづくりはそこに住む市民、民間事業者、行政の3者による協働が重要であると考えております。今後も雪に強いまちづくりの推進に向けて、市民や民間事業者とも連携を図りながら取り組んでまいります。

続きまして、老人クラブへの市のかかわりについて、冬期間の老人クラブの活動はというご質問でございました。

横手市では、約7,000人の高齢者が171の老人クラブに加入し、生きがいと健康づくり、友愛訪問や環境美化などの社会貢献活動を行っております。これらの活動は生活に楽しみや張りを与え、心身の健康、介護予防に効果があることから今後も継続して支援してまいります。ご質問の冬期間の運動不足解消については、健康の駅が実施しているらくらく体操などを取り入れて独自に活動している団体もあります

ので、実践事例を紹介しながら老人クラブ活動の活性化と健康づくりにつながるよう努めてまいります。
壇上からは以上でございます。

○木村清貴 議長 佐々木誠議員。

○26番（佐々木誠議員） 最初の質問でございますが、突然こういう質問を出して、なかなか細かい点に入っただけの答弁というのは難しかったと思いますけれども、前向きに今後進めてもらえればいいんですけども、なぜ取り上げたかといいますと、先ほど市長が言いましたこのハイドロバレー計画ですね、こういうのがあったということを知りまして、それでこれを見ますとすごい条件がいいですね。これは増田町で策定した計画だと思えますけれども、増田町といいますと合併前にすごい資金というかそういう補助、そういうのを真剣に取り入れて事業を進めるようなイメージでございますけれども、この計画を見ますと、計画と最初の工事なんか見ますと、ほとんど国の補助でやっているような計画でございます。こういうふうに頑張れば、これぐらいの工事でも何とか横手市はやっていけるんじゃないかと思ひまして取り上げたところでございます。

それから、前にこういうことがあるという、こういう設備があるということかもしれませんけれども、地元の意識もやっぱりこういうのをつくってほしいということと、それから水路、それから水を取り入れる場所、そういうのも私、素人から見てもすごい適しているような感じがします。自然いっぱい横手市がいずれはこういうのに取り組むと思ひますけれども、新しいところを開拓してやるのも政策かもしれませんけれども、もうすぐできるような感じ、いろいろ整備はしなければならぬと思ひますけれども、すぐできるような感じの場所じゃないかと私は思ひて話しておりますけれども、もうちょっと市長として横手市の立場から、あるいは十文字、先ほど言いました十文字、狙半内地区もそういう振興の意味からも、もうちょっと前向きな答弁をお願いしたいんですけれども、いかがでしょうか、無理ですか。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 以前の真人水力発電の跡というものが残っているわけございまして、そのわきに幹線道路が走っているわけございまして、多くの方々が昔ここに水力発電があったんだなというふうなのはわかっているものだと思います。そういった意味で、また時代が変わってクリーンなエネルギーという形の中で、昔の産業史跡としての水力発電と、新しいまた発想でのエコとかクリーンとかという発想での水力発電とということで、新旧比較という形でのそういった取り組みがもし実現するのであれば、あの場所に、それはすばらしいことなんだろうなというふうにも思っております。

ただ、水利権の問題であるとか、あと実際に費用対効果とか、あと財源の問題とか、そういったものもしっかりと裏づけがないと、それはなかなか前に進まないのではありましようけれども、やはりそれが実現できるのであればすばらしいと私も同じ思ひはございまして、いろいろと研究、検証を重ねながら実現できる手だてがないか模索はしていきたいなと。そして国のほうとかでさまざまな財源とかそういったものがあれば探し出していききたい、そういうものを探し出してもいききたいと思っております。

ますし、また規模が、これ昔やろうとしていたハイドロバレー計画ですと10億を超える事業ですね。ですので11億だったと思いますけれども、そういったスケールのかい話になるかどうかはわかりませんが、さまざまな規模の水力発電というものは、コンパクトな小さいものから大きいものまであると思いますし、あと以前に市内の工業系の会社を営んでいる経営者の集まりの中に懇談の場で、力を合わせてそういった発電の機械というものをつくれないうものかなとか、そういった話にもなったりもしたので、いろいろと地元で関心のある業者さんもいるかもしれませんし、トータルで地域活性化につながるような手だてというものが、これをきっかけとして生まれるのであれば、それも模索をしていければなというふうにも考えますので、よろしく願いいたします。

○木村清貴 議長 佐々木誠議員。

○26番（佐々木誠議員） やっぱり小水力発電といいますと、やっぱり水利権ですね。やっぱり意外とあそこの場合がかつてあったということもありまして、入った水がまたそこに戻るというすごく有利な条件がありますので、多分、話、取り組んで進めていけば意外と順調に進むかもしれませんので、何とか今答弁したように前向きに取り組んでもらいたいと思います。

じゃ、次に移りたいと思います。

今回この構想、突然思ったわけじゃない。今まちづくりの構想ですけども、今回ほどこの議場において除雪除雪で、除雪のことに対する意見が出たことはなかったように記憶しております。私も除雪は考えておりますけれども、私はきれいに除雪すればするほど金がかかると思っていますので、もう夏とは違うと、もう車が歩ければ、まずちょっとぐらいは我慢してもらおうというのは私そう思っております。だけれども何かそういう雰囲気じゃなくて、とにかく悪いところは除雪をよくしていくと、そういうふうな雰囲気になっておりまして、それを永久に続けるわけです。そうすると、もうとても大変じゃないかと、そういう思いで、それじゃそんなに除雪に金をかけるなら、もう除雪しなくてもいい。全然しないというわけじゃないんだけど、そういう地域をちょこちょこつくって行って、将来100年後かはわかりませんが、雪が降ってももう除雪はちょっと見回るだけでいいようなそういうふうなことを考えて、この構想を進めてもらいたいなということで今回取り上げたわけなんです。

それで、宅地をつくって住宅を建設してもらう場合は、今度はその建設の構造が雪の積もらないとか、雪おろしをしなくてもいいような、そういうのも含めたまちづくりと思って取り上げたわけなんですけれども、ちょっとご感想をお願いします。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 この地域に住む以上、雪は永遠の課題だと思っておりますし、雪によって不便を来さないようにし続ける努力というものは、当然必要だと思っております。また先ほど壇上でも説明をいたしましたとおり、新たに宅地造成する際には市の指導としても道路の幅員の件であるとか、その建て方に対する指導なども行っておりますし、また雪対策に係る補助みたいなのも市の政策としてございますので、そういったものもぜひ利用していただきながら、長い時間をかけてこの雪に対して、なるべく難渋する

ことがないようなインフラ、またはもちろん個々のご家庭のその建物に対しても、そういうふうに変わっていけばいいなというふうにも思っておりますし、そういうふうに従事努力もしてまいりたいと思っております。

○木村清貴 議長 佐々木誠議員。

○26番(佐々木誠議員) わかりました。それでちょっと一言言うのを忘れましたけれども、黙っておりますと、あちこちのこぎり状態に宅地を開発して、おうちが建っていくわけなんです、今でも。そうすると必ず除雪が伴うわけなんです。だから宅地の建設許可を市のほうで出すと思いますけれども、やはりその際も雪を考えた、先ほど業者には宅地の造成のことではそういう話をするとはいえませんが、そういうのこぎりにならないようなそういう進め方も含めてのことだったことをご理解お願いいたします。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 どうしても、宅地造成をするに当たりましては、なかなかこれからは行政が先頭を切つてというようなことはなかなかというか、よっぽどやむを得ないようなそういう理由があれば別でしょうけれども難しいのかなと。ただ、これから民間の業者さんがそれぞれ宅地造成を行い住宅地を販売するというに当たりましては、どうしても業者さんが購入した面積、土地の形状に合わせてどうしても宅地造成をするという性質上、きれいに碁盤の目になりづらいというか、そういった部分は私の住んでいる場所でもそういう開発の一端というのはかいま見る機会は多くございますけれども、うまくそういうふうに通雪しやすい道路形状というものにも配慮していただくようお願いというか、そういったものはしていくべきなのかなというふうにも感じました。

○木村清貴 議長 佐々木誠議員。

○26番(佐々木誠議員) 次に移ります。老人クラブのことでございますけれども、本当によくやってくれていると思います。けれども活動するグループにクラブに対してなんです。それで、いわゆる冬期間の運動不足、冬期間、秋から春までの間、年寄りの人たちが運動不足のために体を壊す人は多分かなり多いんじゃないかと思えます。ちょっとこれは私のあれで当たっていないかもしれませんが、

それで、じゃどうすればいいかなといったときに、健康の駅に行ってくればいいですけども、もうとてもそんな遠くまで行けないと、ただ地域の会館ぐらいには行けるという人がいっぱいおると思うんで、それを市の担当の係の人が進めてこういう会を開いてやってほしいという感じで取り上げたんですけども、先ほどの市長の答弁だと会そのものに対する対応なので、会の活動に対する対応なので、例えばちょっと言うと、おたくの老人クラブは全然やっていないんですけども、寒くて大変ですけども今月何か会館でやりなさいよと、そういう感じの進め方の対応を思っているんですけども、いかがでしょうか。

○木村清貴 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 老人クラブの活動もありますけれども、地域におきましては社会福祉協議会で進めておりますいきいきサロンというものもございます。こちらの場合はいきいきサロンにつきましては健康の駅の小規模駅ということで、うちのほうの運動指導者が出向いて運動、わくわく体操等を指導するというので年々その数も広げてきておりまして、冬期間についてもご依頼があればうちのほうの健康の駅のほうでご指導に参るというような活動をしておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○木村清貴 議長 佐々木誠議員。

○26番(佐々木誠議員) 今の部長の言ったことを頑張って、高齢者の健康を守ってくれるよう頑張ってください。終わります。

○木村清貴 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は午後1時10分といたします。

午前11時54分 休憩

午後1時10分 再開

○木村清貴 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番奥山豊和議員から発言を求められておりますので、発言を許可いたします

12番。

○12番(奥山豊和議員) きのうの私の質問の中で、一部不適切な発言がありましたのでおわび申し上げますとともに、議長に対しましてはしかるべき措置をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいま、12番奥山豊和議員から、昨日の質問の中で一部不適切な発言の部分については発言を取り消したい旨の申し出がありました。この取り消しを許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、12番奥山豊和議員からの発言の取り消しを許可することに決定いたしました。

◇ 斎藤 勇 議員

○木村清貴 議長 4番斎藤勇議員に発言を許可いたします。

4番斎藤勇議員。

【4番(斎藤勇議員)登壇】

○4番(斎藤勇議員) 市民の皆さん、こんにちは。議場の皆さん、本当にお疲れさんであります。

まず、私は初めに、やはり今般の社会情勢といいますか安倍政権の暴走ぶり、これには右寄りの改憲論者の方々も異論が出されております。ご承知のように特定秘密保護法あるいは秘密協定ばりのTPP交渉、そして参加、そして解釈改憲のことでは、あるいは自衛隊の集団的自衛権に関して国会答弁でも

私が決めると、その後に閣議を経て国会に諮るというこうしたやり方、これは本当に国民にも自由と民主主義の点で根底から崩されるものでありますし、国会においても立憲主義に基づく運営そのものが危機的になるのではないかというふうに私も危惧を覚えるものであります。歴史的には秘密にさらされた当時、そういったやり方で政府が進めたときがありました。そして結局は戦争にも入りました。そして国民に多大な犠牲、そして失望も与えたわけでありまして、こうした歴史自体にきっちり向き合って、その痛苦の反省のもとに、主権は国民にありということで今の現憲法が制定され、その後、教育基本法とやいろいろよい法律ができて、その中で私たちは生きております。あるいは、ある面で生かされているといえますか、幸いであります。

このようなことを踏まえながら、私は当市にも大きくかかわる、あるいは存亡の危機にも至らしめるTPP、これを前提とした、そして唐突にも政府がぶち上げた米改革を初めとする農政改革について質問するわけでありまして、安倍首相は1月22日にスイス、ダボスで開かれた世界経済フォーラム年次会議で、40年以上続いた米の減反を廃止すると。民間企業が障壁なく農業に算入し、つくりたい作物を需給の人為的コントロール抜きにつくれる時代がやってくると演説しました。いわば大企業のもうけを最大化するために、国境を取り払いTPP参加への暴走に加え、農業への企業のビジネスチャンスにするための農政改革に踏み出したのであります。

その狙いは、9,600円1俵当たり、いわばその米価に耐えられる企業経営と大規模経営が農業の8割を担う構造づくり、このことにほかなりません。家族経営農業をいわば否定して、生産調整や米政策、経営所得対策、農地政策あるいは農協、農業委員会制度などを総見直しするものであります。ですからよく攻めの農政改革と言っておりますけれども、攻められるのは農民。農民が攻め落とされ、地域農業を根底から破壊するとんでもないものに私も思うわけでありまして。

そこで、TPPのこの動きとも連動かと思いますが、質問にもありましたように、この米の直接支払交付金半減、そして4年で廃止、さらには米価変動交付金、これも全廃であります。これで経営ができないならやめろと言わんばかりでありまして、この制度を利用している100数十万の農家が影響を受けるのは必至であります。大規模化を目指すということでもありますけれども、しかし交付金への依存度が高いのは大規模経営農家でありまして、あるいは集落営農組織でありますから、その打撃は深刻でありまして、ですから担い手育成どころか担い手育成をつぶしてしまう、そういうものになってしまうのではないのでしょうか。

また、この生産調整の廃止、この間、不十分ながらも価格維持や転作補助金で所得をカバーしてきました。そういう役割がありました。ご承知のとおりであります。今後、政府はこれを生産目標を示さず、農家が米価の動向などを判断してみずから食用米を植える、つくる、あるいは飼料米あるいは麦、これをつくるか、いわば判断をせざるを得なくなる、このようになります。

しかし、よくよく考えてみますと、本当のこの生産調整の狙いはどこにあるかといいますと、やはりその動機等々は、今TPPに参加すればアメリカやベトナムから大量の米などが輸入されて、この生産

調整の機能がしなくなる、これは目に見えております。ですから、いわばこのTPPに便乗して政府が米の需給と生産に対する責任を全面的に放棄するものであります。

ご承知のように、いわば新手の農地中間管理機構、これを打ち出しました産業競争力会議では、これまでの地域の努力を無視して、このように新浪剛史、ローソンの社長ですけれども、既得権益者のみで決めてはいけない、あるいは集落民主主義では何も決まらないなどと一刀両断をしております。結局この会議では8割の農地をいわば外資も含めて企業に集積するために、一旦この農地管理機構に預けて、その集積方法として条件のよい農地から、いわば協力金と引き替えにするものにほかなりません。残念ながらこのままTPPが推移すれば、たちどころに農家経営を圧迫し、地域経済が本当に多面的な機能、さまざまな市長も強調されているコミュニティを初めとするそういったものが紛れもなく破壊されるのは目に見えております。市長はこの段にあって、今本当に固唾をのんでといいますか、農業情勢、毎日毎日激しく変わるわけですけれども、この段にあってどう認識してどのように対処されるのか、そのいわば政治姿勢、これを伺うものであります。

2つ目の農林部の新設であります。

市長は施政方針で、私を見ると、今のこの農政部にいわばほとんどあるものを2つに分けるような、農林部と商工部、このように思えてなりません。確かに施政方針にある地域価値創造戦略室ですか、これを配置もして連携をしながら農業振興をやるんだということを言っておりますけれども、なかなか見えておりません。明確な理由、そして地域価値創造事業、これのやはり具体的な特化という形という表現もありますんで、一程度その構想等々が描かれていると思いますが、その辺を私は気になるわけがあります。

ご承知のように、前市長のときの食・農・観d eまちづくりという事業ありました。それで選挙もありまして、市長は公約にもあったようですけれども、これを一旦やめて、そして地域価値創造事業に変えたといいますかというふうに私は捉えていますけれども、この当該事業、いま一つこの趣旨、そして意味がなかなか形としてイメージとしてつかみ切れません。そういう意味でもこの点を説明を願うものであります。

いま一つ、この農林部の設置について、国では市町村に農地中間管理機構、これと連携してやるんだということを書いてあります。そして県でもその方向で立ち上げたようですが、国と市町村の関係、実務的なというそういう国の表現もありますんで、この点はどのような状況に今なっているのか、この点をお聞きいたします。

そして3つ目は、豪雪による果樹被害への救済についてであります。

これは、たくさんの方が質問もされておりますし、市長もそれなりの方針を示されておりますけれども、私はこの4年連続の被害ということと、この間、最大ではないかと。最初の23年の豪雪は確かにひどいものでした。26億と記憶、私しております。関係者にはこれを上回るものがあるのではないかとこの話さえもあります。もちろんさっきの発表で中間ですけれども9億3,000万ですか、ありますけれど

も、いずれ実態はこれからだとは思いますが、やはり本当に農家の方々、これまで一生懸命やってまたぞろやられて、ほとんどやはり参っている。私は全員協議会の際ですか、本当に今がやっぱりある意味大事だと。事業としての具体的な救済もさることながら、やはり気持ちの面で大いに励まして、行政も絶対見捨てないで頑張るのだというそういうのが必要でないかと、その際言ってきました。今回、市長は果樹復旧再生事業、こういう形で基金を置きまして、そしていろいろ救済に充てるということでありますけれども、私は何しろこの被害が甚大でありますので、その金額の問題あるいはやはりタイムリーに事を進める、そういうことが本当に大事だというふうに思いますので、そのところの方針等々、お聞かせ願います。

大きい2つ目の積雪時の震災の防災についてであります。

本当に観測史上、初めての事態が全国でたくさん起きております。もちろん当地も例外ではありません。日本でも世界でも起きておりますが、しかしこの横手市もやはりさっき言ったように大変な豪雪で顕著であります。誰も日々の暮らし、あるいはこの先々、いやが応でも心配で不安を駆り立てられていますけれども、特にも質問にもありましたように少子高齢化、30%あるいは40%を上回る大変な状況下にありまして、その深刻さが増しております。

この3月11日は、ご承知の東日本大震災、丸3年でありまして、本当にあの惨状、目に焼きついて離れませんけれども、まだまだ被災地の復興、被災住民の願う方向にはほど遠いという話がマスコミ紙上でも言われております。いずれ改めてこの東日本大震災からやはり教訓を引き出して、そしてこの豪雪地の横手にどう生かすかというのが、やはり肝要だろうと思います。被災地は何度か私、数回、消防議連2回も含めて釜石、大船渡、陸前高田とか、ささやかですけれども支援や、あるいは訪問等々行きました。その際の被災の皆さんはその当日は、やっぱりこれも言いましたけれども、まさかとか、今までもなかったというようなそういった身構えといえますか、そういう緩みがあった、これも事実でもあります。そして物理的な防災策も、なかなかやはりそういう点でも不十分であったということが、一つその被害を増幅させたということでもあるようであります。

津波と雪とでは違いはありますけれども、しかし災害という点ではやはりこの雪国横手、これはこれで本当に大変であります。これをやはりきちっととらまえて生かすということが本当に大事だろうと思います。もちろん私たちはこの大雪の際の大きな地震の経験がありません。そして未知数でもあります。しかし今、さまざまな地球上にいろんな異常な事象もあります。経験値もあります。そして何よりも科学の発達で予知能力も出てきました。専門家はそう遠くないときに起こり得るだろうという警鐘も鳴らしております。

この前、かまくら館で危機管理室ですか、防災課と秋田大学との共催といえますか主催で、この積雪による影響、地震への対応ということで、いろいろスライドといえますか使って、たまたま十文字の例を写していました。若干紹介しますと、例えば屋根に1メートル積もらせて、そして5ないし5強の地震が来れば、震動方向によりますけれども揺れは倍遅いといえますか、1.5倍から倍ぐらいおそくて重

さは倍になるというそういう研究発表が水田教授という方が研究発表をしておりました。今回それこそ積雪深が1メートル70近いですから、仮に1回もおろさないと大変な事故を招きかねない。1メートルぐらいは場合によってはこの次下ろそうということで幾らでも乗っているケースありますので、こういう意味でも本当におっかないものであります。そういうことで近年の大雪、それに伴ういろんな事故、残念ながらありました。そういう点ではお見舞いを申し上げます。しかしこれはある意味偶然ではなくて、やっぱり一つの地域社会の疲弊あるいはある意味政治の貧困から来るようなそういうのが、一つの事故という形で起きているというふうに私は思います。そういう点でも大いにできることは当局とも協働、力を合わせて力を尽くしたい、このことを最後に申し上げて質問といたします。

○木村清貴 議長 市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 斎藤勇議員からのご質問、市長の政治姿勢についてまず3点、また積雪時の地震への防災について1点ご質問がございました。

まず1つ目の政治姿勢についての1点目、米などの農政改革についてのご質問でございました。お答えを申し上げます。

12月議会でも申し上げておりますが、TPP参加は農業を初め幅広い分野に影響を及ぼす問題であり、守るべきことを明確にしてもらいながら、決して安易に妥協することなく交渉に臨んでもらいたいと考えております。とりわけ米の主産地である本市にとっては、食料安全保障の観点からもその生産が維持されるよう、引き続き今後の交渉の行方を注視していかねばならないと考えております。

次に米政策の見直しですが、議員ご指摘のとおり補助金の減額が見込まれております。さらには30年産米からは米の直接支払交付金が廃止となるため、農業所得の減収が懸念されるところであります。一方で、飼料用米、米粉用米などの支援が拡充されておりますが、国の改革の公表が年末であったことから、26年産については既に飼料用米の取り組みを行ってきている農家に限定せざるを得ないのではないかと考えております。しかしながら飼料用米については転作対応の有力な選択肢の一つとして、所得面も含めた十分な検討を行いながら、農家の皆様方が取り組みやすい体制を整え、27年産からは希望する農家の皆様の作付に対応できるようJAなどと取り組んでまいります。

市といたしましては、これまで取り組んできた複合経営のさらなる定着と安定生産、低コスト化の強化により、農家所得の向上と経営強化を図ると同時に諸政策を十分に見極めながら、できるだけ農家の皆様に有利になるよう活用してまいりたいと考えております。いずれ今後5年間の取り組みが重要でありますので、県や関係団体と連携を図りながら、農家の皆様が積極的に活用できるよう関連施策の情報をきめ細かに提供し、将来への道筋をつけることができるよう進めてまいります。

続きまして、農林部設置についてのご質問でございました。

農林部の設置につきましては、これまでのご質問でもお答えしているとおり、厳しい農業情勢の中において産業としての農業を強化するため、また農業を全市的に応援していく体制を強化するために新設

するものであり、特に農地中間管理機構へ対応するために設置するものではございません。農林部の構成につきましては、これまでの農業政策課、農業振興課、農林整備課、マーケティング推進課及び実験農場に加え、総務企画部から地域価値創造戦略室を移管し農業振興政策を推進してまいります。

なお、農地集積中間管理機構、通称農地バンクでございますが、その役割等につきましては会派代表質問の中でお答えしたとおりでございますが、秋田県では県農業公社が農地バンクに指定される予定となっております。これまでのところ農業公社から具体的な説明や協調要請などはありませんが、農地利用集積円滑化団体であるJA秋田ふるさとなどの関係団体と密接な連携のもと、中間管理事業の実施を積極的に推進してまいりたいと考えております。

次に、地域価値創造構想事業の意味合いと内容についてお答えいたします。

これにつきましては、全ての市民が基幹産業である農業の価値を再確認し、可能性を感じながら新たな道を創造していけるような事業を構築したいと考えております。今後、市民や有識者の意見を伺いながら、ハード、ソフトの両面から構想を固めていきたいと考えており、現段階では実験農場を核にその機能を拡充し、食育により農業や食、健康に対する関心を高め、農業者と消費者が相互理解を深め学ぶことができる機能を持つ施設の整備を想定しております。また市内飲食店に呼びかけ、丸ごと横手産メニューを1品でもできるだけ多くの飲食店に提供していただく運動など、地産地消に軸を置いた事業の展開を検討しております。なお今回の事業の最大の特徴は、食育をキーワードとする点にあると考えております。

続きまして、政治姿勢についての3点目、豪雪による果樹等被害への救済策についてのご質問ございました。

今冬の豪雪では、2月21日現在9億3,300万円の農業被害を受けております。その中でも甚大な被害を受けた果樹につきましては8億7,000万円強の被害額となっております。今後、雪解けの進行によりさらに被害が拡大することを懸念しているところであります。市では県やJA、農業共済組合など関係機関と連携し、横手市農業雪害対策部の中で情報収集と対策の検討を行ってまいりました。その中で市の緊急的な支援策として融雪剤の購入費と園地進入口の除雪経費の助成を行うことにし、2月7日に全果樹農家に通知を送付したほか、市報やコミュニティFMで告知をしてまいりました。また県では施設復旧と樹園地再生などの支援策を2月議会へ追加提案し支援していくことにしております。

このような状況の中で、国に対しても支援の要望を行っておりましたが、2月中旬の関東地方の豪雪もあり、国はこれまでにない支援策を策定しております。具体的な内容はこれから提示されることになっておりますが、これまで同様、未収益期間の支援もあるとのことですので期待しているところでございます。

なお、議員ご指摘の基金につきましては今議会に提案しておりますが、災害発生時の復旧などに速やかに対処するための基金であり、生活支援への活用は難しいものと考えております。市としましてはさまざまな機関で行う支援策を最大限活用し、果樹農家が経営を断念することがないように努めてまいりま

す。

続きまして、大きい2点目の積雪時の地震への防災についてのお尋ねでございました。

積雪期の地震防災につきましては、当市の防災を考える上で極めて重要な課題として認識しております。昨年8月に県の地震被害想定調査結果が示され、当市に一番大きな被害をもたらす可能性のある地震は横手盆地・真昼山地連動地震と考えられており、マグニチュード8.1、最大震度7の地震が2月の深夜に発生することで、死者1,800人、2万7,000棟を超える建物が全壊する想定となっております。

そのような中、先般、増田町狙半内地区で積雪期の地震を想定した冬期防災訓練を初めて実施いたしました。今回の訓練では、山間部で集落が孤立した際の市と各防災機関の連携を確認するとともに、自主防災組織の活動手順を確認しました。来年度は同じ想定訓練を市街地で実施する予定であり、その結果や課題を評価、検証するとともに、秋田大学とも連携して、屋根の雪が地震による家屋の揺れに与える影響などのデータも組み入れて、積雪期の防災計画を策定していきたいと考えております。

また、東日本大震災の発生以後、住民みずからの防災対策の重要性が高まっております。市としても避難所機能の強化や災害備品の充実はもとより、自主防災組織の設立や育成をサポートすることで災害に強いまちづくりを進めてまいります。

以上でございます。

○木村清貴 議長 斎藤勇議員。

○4番（斎藤勇議員） 最初の農政改革の件ですけれども、その前段としてTPPの話をしました。市長も答えられておりますが、安易な妥協というそういうことはやめて、きちり守るべきは守れという意味合いの市長の答弁であります。しかしご承知のように原則完全撤廃、そして99%ぐらい関税撤廃、このように言われております。ご承知の重要5項目、あれは一部革製品とかこれだけで8%なので、今現在進行中のTPP、この前の閣僚会合では物別れといいますか大筋合意も先送りになって、今回の会合の日時も決まらなかったという事態でもあります。いずれにしても守るべきは守るというそういった段階ではなくて、ほとんど言ってみればやられっ放しのそういう状況であります。

最初は、交渉しなければわからないとか、入ったら秘密でいろいろ状況もわからない。あるいは今度はいろいろ交渉段階で押されて、これ以上1センチも譲れない。その後は今度は微動だにしないというわけにはいかないと、それでは交渉にはならないとかということで、だんだんトーンダウンしてしまっております。

ですから、これは結局初めにいわば屈伏しておいて、国民には小出しでこういう状況、こういう状況でやむを得ないというそういった、ある意味、結論ありきの中で、ただただ参加しているというふうにして思えてなりません。秘密交渉なので逐一わかりませんが、さまざまな団体、参加しておりますが、その情報で見ればそういうことが言えると思うので、私はそういう意味では、やはり単に大変な影響を受ける当市において見守る、安易な妥協は困るということではなくて、もっともっといわゆる積極的なことが必要ではないかとまず思います。

そこで、それらを踏まえて、前市長はやはり私は何らかのアクション、参加反対のアクション、そういうものが必要ではないかというふうに言いました。議長の木村議員も当時強く言いまして、それなりの反応、答えがありましたけれども、現市長は今のこの段になって状況で、そういった必要性、感じることはありませんか。私はぜひ必要だというふうに思うんですけども、いかがでしょう。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 TPPにつきましては、まだ交渉中でありますので、まず結論は出ていないわけですが、いすけれども、そもそもその重要5品目云々、完全撤廃云々以前に、まずさまざまなラチェット規定とかISD条項であるとか、どうも不平等条約のようにも思える、完全にアメリカが有利になるような、日本の国益としてはなかなかのむというよりも、そもそもちょっと傲慢ではないかというようなさまざまなアメリカサイドの要望もあることとっております。そういったものにつきましては私は断固反対でございますし、決して認めるわけにはいかないというふうにも、もともと議員時代からも今もそのスタンスは変わっていないものと思っております。

ただ、外交交渉でございますので、当然日本には日本の弱みというか、防衛的な安全保障、食料の安全保障、エネルギーの安全保障、そういった安全保障上の日本の抱える弱みというものがああります。そういった部分、ただ貿易の交渉、経済の交渉だけではない多面的な部分をちらつかせながら交渉のテーブルに上がっているものと思っておりますので、そういった日本の置かれている弱さ、そういったものもこういった外交的に押される要因ではないかなというふうにも思っておりますので、より一層やはり日本はしっかりとさまざまな安全保障の意味で力をつけていっていただいて、こういった交渉事に負けない強い国になっていただきたいというふうにも願っているところでございます。

○木村清貴 議長 斎藤勇議員。

○4番(斎藤勇議員) それはそれでわかりますけれども、事態はなかなか厳しくて、さらには非関税障壁の撤廃ということで、検疫だとかさまざまなこれまで公平に貿易がなされてきたそのものが、やはり根底から崩されるというそういう一面もあります。ですからさまざまな要因でということでもありますけれども、まさにそういうさまざまな関係でも、本当に今窮地に陥られているということを言っても過言ではないと思います。そういう点でも事態をやっぱり本当によく見きわめなければならないというふうにも思いますし、同時にやっぱり交渉中ということですけども、事態はそれなりに遅いんですけどもわかってきております。あるいはそもそもの問題もありますので、やっぱり地方自治体として、そしてしかも最も影響を受けるこの横手市としても、このままでただ見守るだけではちょっと大変だろうという意味でもアクションが必要じゃないかということを行いました。これは重ねて要望しておきます。

次に、米価のことです。価格政策、結局それになってしまいますけれども、やっぱり本段でも言いましたように直接支払半分、いずれはなくなる、そして減反もなくなる、あるいは変動交付金もなくなって、結局今からもう市場の背景といいますか、米余り現象というのはやっぱり起きておるわけでありす。ですから私は9,600円、多くてもそれぐらいだろうということと、それからTPPやら、それから

減反なくなって場合によってはどんどん植える人が多くなるんでないかということもあります。そういうことからして市場に背景に米余り現象、こういうのも拍車がかかって、米価がますます下がるというそういうことに私はなるのではないかというふうに思います。

米価は、本当に単に政治の、あるいは政治家の庇護といいですか、守られてたんたんと上がったり、そういうものではありません。農協ができるときも、やはり米をつくって、しかしもっともっと自分たちで何とか有利販売、そのためには組合をつくって、そして有利販売しようというそういう努力あるいは米価運動、その他さまざまなアクションを起こして、そして勝ち得た米価でもあります。もちろんその後の政治の関係で新食糧法あるいはガット・ウルグアイラウンド、自由化等ありまして下がりましたけれども、単に政府のそうした思惑だけでなく、末端のつくる生産者のそういう頑張りでなってきたと、これもやっぱりきちっと見ておく必要があります。

今、確かに自由化になりますと、なかなか売り方というのは決して楽ではない。しかし生産者論でそれはやはりまずいいものをつくって、そしてできれば消費者によいものを引き合う米価といいですか、そういうもので売りたいというのは農家の心情でありますので、そういう点で今の農政改革、米の政策は、こういったこれまで頑張ってきた農家の心を逆なでするようなそういうものでもあると思います。市長はこの点いろいろあるけれども複合で頑張るとかいろいろ、それはそれでわからないわけではありませんが、米価の米政策について、もう一つお聞かせを願います。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 米価ということでございますので、価格の変動というものはあるもので、もし自由化、また自由な参入ということも考えますと、かつてというと、もう明治よりも昔、江戸時代とかそういった話になれば、それこそ米の値段は堂島で米が取引されていて、それこそ自由化されていて、米の価格の変動も乱高下もしていたと思います。その中で商売をやっている方は米を自分の蔵に蓄えて、それで値段が上がるまで待つと、それで市場に米を出さないということで、打ち壊しということもかつて私も学生時代、歴史の中で勉強させていただきました。要はマーケットに物を出さなければ、もちろん抱え込んでしまえば価格というものは上がる可能性があるわけでございますので、もしこの自由参入で大手の商社などが農業に入り込んでくる、乗りこんでくるような状況であれば、海外からの輸入もみずからが制限しながら、みずからが生産したそういった米も抱え込みながら価格をつり上げるということも可能なんだろうなと。

ただ、そういったことをしてしまうと、国としてはやはり国民に比較的安価で安定的に食料を供給するという義務ももちろん両面であると思いますので、その安く安定的に食料を供給することと、自由競争という形での農業の自由化による米の、今は低迷していますけれども、食料供給を抑えてしまえば上がるわけでございます、いずれそういった矛盾とかかひずみも、この政策も将来的には、もしかすればまた新しい問題が出てくるのではないかなというふうにも思います。今は非常に安く低迷しておりますけれども、もし低迷して誰もが水田を利用して米を生産しないということになれば、もちろ

ん米価は上がってしまうと思いますので、そういった完全市場原理というふうに農業がさらされると、それはそれで非常に消費者にとって今度問題がいずれは発生するものだと思います。ですので、今後この米価という部分では先行きどうなるのかというものは相場のものでございますので、ただまで下がり続けるということは私はないとは思っておりますけれども、ただこの急場を何とか乗り切って農家が生きていかないといけないですし、就農していただかないといけないですし、水田を維持し続けないといけないということで、しっかりと応援をして、また国のさまざまな政策、動向もにらみながら、国・県、市としっかり連携をとりながら、何とかこの水田というものも守っていく努力をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○木村清貴 議長 斎藤勇議員。

○4番(斎藤勇議員) 米騒動とかいろいろ話されました。いずれ今の環境では、T P P初め米政策では間違いなく下がって、安定的に消費者に国民に食料供給ということも含めまして、やはりそうはいかない状況になると思うんですが、まさしく市長が言う国がきっちりと需給バランスに責任を持つということが、これでは今の状況が進むと責任放棄になってしまうんです。そこが心配でならないわけでありませう。そういうふうに米政策あるいはT P P等でなるわけですから、それだけに事は重大で、ですから私は黙ってはいられないのではないかと、議会だけでなく外へも出かけていろんな要請あるいはそういった行動集会等々やるべきではないかということを重ねて思ったところであります。

次に、農林部設置についてのことについて伺います。

市長は今、直接中間管理機構、農林部とは関係ないと。農業を一層活発にして、これまで以上に振興策あるいは政策課題等々をやって、いわば農業でこの横手市が変わり得ると、あるいはこの状況から農業によって事態を脱却していくんだという意気込みを随所で述べられておりますが、大いにそのことは歓迎したいと思います。

しかし、本段でも言いましたように、人・農地プラン等について、これは当時産業経済委員会に渡されたものであります。この中で農地中間管理機構の説明があります。そして業務として何をやるかということで、ここに書かれております。農地中間管理機構、都道府県、市町村あるいは日本政策金融公庫、農林漁業成長産業化支援機構等々、ここに連携と協力をしていろいろ業務遂行に当たるんだということも書いておりますので、国から直接ないかもしれませんが、県とかそういうものを通じて来ていないかということを知ったところであります。答えは、特別ないということでありました。しかし、これはこれである意味必要になってくるので進めるという答弁でもありました。いわゆる担い手集積ですか。

これは、確かに今ここまでやはりある意味荒れていますので、それぞれの集落で集落営農あるいは法人化、これはそれなりに進んでもあります。国も強力に進めているところもあります。これは一面避けられないという状況はあると思います。私も言ってみれば自主的なそういう運営あるいはそういった設置であれば、ある意味歓迎でもある、あるいは仕方ないということもありますけれども、しかしやはり今、米政策、農政改革と相まって、例えば農地を企業に8割を集積しているんだと、よい条件のところ

から始めるんだということが明確になっておりますので、ややもするとそういったやり方あるいはペースになってしまいがちだと私は思うんです。そうならないように本当に地域の状況に合った、そしてやむを得ない一面もあろうかと思いますが、そういう地域の意向、農業者の気持ちを大事にしながら、やはり進めていかなければならない、そのように思いますけれども、一部述べられておりますけれども、改めてそのところを伺います。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 地域地域によって、さまざまな要因というものがあろうかと思っておりますので、その状況に合わせて丁寧にご対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○木村清貴 議長 斎藤勇議員。

○4番（斎藤勇議員） 次に移ります。果樹被害であります。積雪による被害の救済ですけれども、さっき言いましたように、私はそれこそ最大になるんでないかという危惧を持っております。いずれにしてもこの間の市の支援策は、どちらかといえば国の事業あるいは県の事業に乗るとか、あるいは乗り切れない要望、これを拾うというそういう嫌いがありました。今回はやはり連続のダメージ、ほとんど参っておりますし、やっぱりこれからも余儀なくされております。そういうことで、これまで以上のやはり手厚いといいますか、そういうものが何としても必要ではないかと。そうでなければこの横手の果樹、全域にありますけれども、特にも主産地の被害が大きいわけで、そういった点で直接の基金の活用は未収益にはならないと、未収益の生活支援に回らないということもありますけれども、何とかしてそういう点ではいろいろ工夫して支援していただきたい。

そこで農林省が、市長にも参考に上げましたけれども、未収益期間に対する救助、救済ということで1項あります。何項目かのうちの今回の全国的な雪被害ということも相まってありますが、その辺もありますので、よく国と県とも連携、連動を強めて、そのところを何とかやはり改植や新植そのものはいいんですけれども、10年、15年、本当にまともな収入ないわけですので、このところをやらなければ、なかなか主産ところの再生はなかなか厳しいというふうに思いますので、その点改めてひとつ要望いたします。時間がありませんので。

それと、次の大きい2つ目の積雪時の地震来た場合の件ですけれども、本段でも言いましたように秋田大学のそういった実験症例あります。今、どれもそうなんですけれども少子高齢化、特にも高齢化率が3割、4割ということで、なかなか例えばことしの大雪、ここでもし地震来たらどうなるべというので本当に未恐ろしいです。私は今の状況だとやはり自分のうちにおいて、そしてやはり雪の対策、屋根の構造を変える、あるいは耐震も含めて、まずはそこに力点を置いてさまざまな施策を講じなければならぬと思うんです。横手は今、安心・安全の住宅ということでやっておりますけれども、これに補強してのそうした思いがかなう、そういうひとつ住宅づくりをあわせてやらなければならない待ったなしの施策ではないかと思いますが、その点いかがでしょう。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 克雪につきましては、これからも市としてしっかりと立ち向かっていかねばならない永遠の課題だと思っております。そういった意味で克雪対策に対する住宅に対する助成とかそういったものも行っておりますけれども、今後もさまざまな機関といろいろな情報も取り入れながら、また先進的な事例というものも紹介しながら対策に臨んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○木村清貴 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は午後 2 時 20 分といたします。

午後 2 時 12 分 休 憩

午後 2 時 21 分 再 開

○木村清貴 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 菅 原 正 志 議員

○木村清貴 議長 14 番菅原正志議員に発言を許可いたします。

14 番菅原正志議員。

【14 番（菅原正志議員）登壇】

○14 番（菅原正志議員） 菅原正志でございます。一般質問の大トリとなりました。これまで質問されたことの中から少しでも行政に反映されるよう、市長には取り組んでいただきたい。また、この後もさらにわかりやすく初心を貫いて市政を進めていただきたいと思っております。

厳しかった冬から、ようやく春の兆しを感じられ、水や緑の大地が待ち遠しい季節となりました。今日は吹雪模様ではありますが、大荒れの天気です。4 年連続の大雪、除排雪作業に当たられた方々には深く感謝申し上げますとともに、作業終盤を迎えて引き続き作業の安全をお祈りいたします。また甚大な被害を受けられた多くの皆様に心からのお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従い質問いたします。

1 点目は、ナンバーワンの横手市行政を目指してについてであります。

私が、なぜナンバーワンということをあえてつけたかと申しますと、目標を高く立てて、それに向かって行政と市民が妥協することなく高め合っていこうとする意識を持ち、知恵や汗や声を出し合うことで、私たちの住んでいるこの地に誇りが持てるようにするべきと考えたからであります。さきの議会でも挨拶に視点を置き、好感度の持てる接遇ということを取り上げました。市民と直接触れる場面ではその質の高さが求められます。おらほうの市役所なば、まんず気持ちよく対応してくれるもんだといったような声が多く聞かれなければなりません。

こんな例がありました。証明書を不注意から紛失し、かなり悩んで再々発行をお願いしに窓口を訪れたところ気持ちよく対応していただき、引け目を感じながらも非常にありがたく思ったとのことでした。

一方で、違う証明書の場面ではありますが、発行に窓口を訪れたところ、言葉は確かにお客様と使いつつも、どこか事務的な無感情な対応に残念に思ったということでした。よいほうだけ上げますと、前者は平鹿地域局の窓口の方とのことでした。

おもてなしとは、自分の行為ではなく受け手の満足度、好感度をいかに高めるかではないでしょうか。市民をお客さまと意識して気持ちのいい接遇を心がけましょうと声をかけても、結局は本人次第ということが、浸透し切れない原因の一つではないでしょうか。

某会社の挨拶の実践について紹介します。挨拶の基本の5つであります。声を出す、相手の目を見る、笑顔と表情、挨拶の直前と直後の態度、平和的な空気をつくる意識、さらに接客時、好印象の3つのポイントとして、身だしなみ、他の人から評価される、笑顔でやわらかい表情とあります。気持ちのいい挨拶をの言い出しっぺとして、私は今後も声かけをしてみたいですが、いつでも誰でも市職員として好感度ナンバーワンを目指した、本人任せではなく組織としての実践を図ってはどうでしょうか。

次に、市民の会では1月末から各地域局で勉強会をやらせていただきました。その中で各地域局の実情や特性の一端を勉強することができました。認知症予防のタッチパネル事業において、大森地域局ではこれを各集落に持っていき受けてもらっているとのことでした。人を集めて、または集まっているところでやっている。同じ内容でも一歩踏み込んで市民に近づき実践していることにすばらしいと思いました。反面、組織としてよいほうのレベルで実践していないんだろうとも思いました。日常の業務の中で、より評価できるものがあれば、それを高いレベルで共通に実践できないものなのではないでしょうか、市長に伺います。

次に、3についてであります。市長は施政方針の中でも、これまでの答弁でも、地域づくり協議会を地域の発展の中核に置いているように感じております。機能上はそうかもしれません。しかしながら地域づくり協議会にはさきの定例会、委員会でも複数の議員から改良の余地があるのではないかとの意見がありました。どこをどう変えて地域づくり協議会に市長の狙いとする役割を果たさせるのか、またせっかくある地区会議の位置づけ、2つの組織を効率的に活用させるために、どのような取り組みをしていくのか伺います。

次に、各地域局改修をどのように進めていくかについて伺います。

一律5億の予算でといった話も耳にしましたが、既存施設の利活用も含めて進捗状況を伺います。

続いて、大きな2番、スポーツ立市にふさわしい施策について伺います。

横手を元気にするために、スポーツをする、見る、学ぶ、支える、もてなすといった視点がうたわれております。私は県バスケットボール協会に身を置き、選手の強化育成の現場にかかわる者の一人として、その部分からお尋ねします。自分の選挙公約の中でも上げております横手から甲子園へ、全国大会へを目指して、行政と関係団体との協力は欠かせないと思っています。地元のチームが学校、個人が毎年全国大会に出場し、ひいてはナンバーワンを目指す、オリンピックが東京に決定した場面を生で見られて、あの「東京」という発表に興奮と感動を覚えました。直接には関係なくても、スポーツには人の

心をわくわくさせる魅力があります。そんな感動をこの横手から発信したり共有できたらと思います。

1つ目の課題として、優秀な指導者をどう定着させるかが上げられます。彼らはよい料理人に例えることができます。普通の材料を使ってもおいしい料理をつくります。よい材料があればなおさらであります。逆に同じ材料であっても普通にしかつけない料理人もいるわけです。ここに感覚というか才能というか秀でる要素を持っているわけであり、雄物川高校バレー部、平成高校バスケットボール部には優秀な指導者がおられます。秋田県中学校女子選抜チームの監督を務められている先生が平鹿中学校にいらっしゃいます。横手にはこのような指導者がいるということは、ある意味絶好の機会と言えます。先月の「月刊バスケットボール」の記事の一文を紹介させていただきます。「去年のウインターカップで明成高校を全国優勝に導き、日本バスケットボール協会のジュニアの監督でもあった佐藤久夫先生が、「中学、高校の公立高校の先生方は、同一校の勤務年数が5年がめどになっていることで、指導の継続性が困難なことである。中略。日本全国の公立校のスポーツにとっても問題でもある。学校教育の中の部活動を基本としているバスケットボール界においては特に大きな痛手であり、バスケットボール界全体で努力し、行政に働きかけていくことも必要ではないだろうか」とありました。関係機関や団体と連携して、一貫した選手育成をどのように図るかということについてもお尋ねいたします。

最後に、この3月でご退職される職員の皆様、本当にご苦労さまでした。合併という大きなうねりの中で職務に精励されたことに深く敬意を表します。定年といってもまだまだ若いのです。これまでの知識や経験を、今度は自由な立場からナンバーワン横手市づくりのために生かしていただくことを切にお願いして、檀上からの質問とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○木村清貴 議長 市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 菅原議員からは、2つ大きい質問がございました。1つ目のナンバーワンの横手市行政を目指してという質問が4点ございますが、まず最初の1番目、2番目の質問に対してまとめて答弁をさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議員が体験しましたことにつきましては、私自身も常日ごろから強く感じているところでございます。全ての職員の接遇、マナーが悪いとは思っておりませんし、議員がおっしゃるとおり、すばらしい対応ができる職員もたくさんいると自負しております。しかし残念ながら、お客様目線や相手の気持ちに寄り添うことのできない職員が少なからずいることも、また事実であると認識しております。まさに横手市の職員行動指針に掲げられている、お役所仕事と言われていませんかを絶えずみずから確認することが重要であると思います。

答弁が前後しますが、よい成果を上げた業務手法などは全体に広め、事務レベルの向上に努めるべきとのご質問、ご提案でございますが、現在、市役所全ての部局において組織目標を策定し、目的意識を持って業務に取り組む仕組みを構築しております。毎年度優秀な取り組みについての表彰制度を設け、その取り組みを公表しております。よい取り組みはどんどんまねをし、業務改善に役立ててもらおうと

いう狙いもございます。また市民の皆様からお褒めいただいた事案などは、部局長会議や庁内コンピュータのネットワークを活用するなどして報告し、職員が共有し合う方法も有効と考えますので、業務改善への気づきの機会をつくり出す努力を今後も続けてまいります。

議員からご提案のございました好感度ナンバーワンを目指しての接遇の基本マニュアルについてでございますが、その柱あるいはよりどころとなるのは、横手市の行政経営理念であると考えております。市民の皆様とともに市民のための市役所であり続けるために、職員みずからが考え作成したもので、この理念を職員全員が共有し実践できれば、きっとナンバーワンの市役所も夢ではないと思っております。接遇マナーの向上への具体的な取り組みにつきましては、市民の皆様、議員の皆様からいただきましたご意見、苦情なども参考に、新人から管理職まで、施設勤務で日ごろなかなか研修を受けられない職員あるいは非常勤職員なども対象とした職務、職階別の研修を実施しております。また月1回のコンプライアンス活動や職場ミーティングなどでも題材として取り上げてもらい、接遇マナーの向上に努めているところでございます。

しかしながら、市を取り巻く環境は日々変化しており、さまざまな課題が新たに生まれてきております。サービスに対する市民の皆様のご要望も絶えず変化しております。こうした中でナンバーワンと言われるためには、職員の意識改革と、組織としての地道な取り組みが必要不可欠です。私が目指すのは横手市を市民が満足する魅力的なまちにすることであり、そのためには職員一人一人が市民の立場で考え、変革し続ける職員となるよう努力することが求められます。議員がおっしゃる笑顔で気持ちのよい接遇ができる職員を増やすことも私の重要な仕事と認識しております。そのためにも引き続き人材育成の取り組みを強化し、さらなる充実を目指してまいります。

そして、議員から先ほどよい例として取り上げられました平鹿地域局の窓口の職員におかれましては、恐らくというか平鹿地域局長のいろいろな指導、また平鹿地域局の職員の意識のそういった前向きな取り組み、いい接遇をしようという心がけだと思いますので、局長を初め職員一同に対しては、この場をかりて評価をさせていただきたいと思っておりますので、今後より一層の向上に邁進していただきたいと思っておりますし、どうか地域局の職員もこのネットでの私の答弁を見ていると思っておりますので、何とか笑顔で市民の皆様には対応をしていただきたいと思っておりますし、また納税のことであるとか、さまざまな福祉の切実な相談であるとか、そういったことに対しては逆に笑顔になれない対応、それは相手の気持ちを深く理解して共感をしながら対応するということが大事だと思っておりますので、その来る人の状況に合わせてしっかりと対応というものを私としても今後も指導していきたいと思っておりますし、また至らない点がございましたら、議員各位におかれましてはいろいろと情報を寄せていただきまして、その情報に対してまた職員に発信をして、常に改善に取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくご指導お願い申し上げます。

続きまして、3点目の地域づくり協議会と地区会議を効率的に活用させるためにはどのような取り組みをしていくのかという質問についてお答えをいたします。

地域づくり協議会は、委員の皆様から地域の特性を生かした事業や地域課題解決のための事業についてご提案いただき、地域ごとに策定する地域づくり計画に基づき実施しております。そのため協議会にはさまざまな立場の方にご参加いただき、広く市民の皆様からのご意見やご要望をお伺いしたいと思っております。現在、第3期目の委員改選の時期を迎えておりますが、居住地、職業、性別のほか、若い世代の割合を増やすことや、未経験者の参加促進など幅広い委員構成となるよう努めてまいります。

また、地区会議はおおむね旧市町村の小学校単位を基本とする36地区に設置され、それぞれ独自性を発揮しながら、ソフト事業とハード事業を実施しております。しかしながら地区会議の運営におきましては、自発的に地域づくり活動に参加している方もおられる一方で、参加者の固定化など一部の人に負担がかかっている現状があるのも事実でございます。

今後、人口減少が進むにつれ、集落や自治会の枠を超えた地域づくり活動が必要になってくることも予想され、地区会議活動の充実を図っていかねばなりません。市としましては横手市職員地区担当制度を着実に運用し、いずれ地区会議においても活発な意見交換が行われ、有意義な活動が展開されるよう支援してまいります。

具体的には、住民、職員向けの研修会の実施など意識啓発を推進するとともに、役員の人選のあり方や継続していくための体制づくりなど提案、周知をしていきたいと考えております。さらに地区会議の担当職員が地域づくり協議会と住民とのパイプ役を担い、まちづくり活動をサポートすることにより、両組織の連携強化に努めてまいります。

続きまして、4点目の各地域局改修をどのように進めるのかというご質問でございました。

地域局庁舎の建て替えにつきましては、3月末に供用を開始する予定の山内地域局のほか、老朽化が著しい十文字地域局、平鹿地域局を予定しております。十文字、平鹿庁舎につきましては、従来の行政サービス機能のほか住民交流機能、地域防災の拠点などの機能を考慮しつつ、現在、建設場所、規模などについて住民の皆様と検討を重ねているところであります。また増田、雄物川、大森、大雄の各地域局庁舎につきましては、当面建て替えはせず、必要に応じて改修を行っていききたいと考えております。

大きい2点目のスポーツ立市にふさわしい施策について2点ご質問がございました。まとめて答弁をさせていただきます。

生涯スポーツや学校教育の現場では、広くスポーツに親しみ、心身の健康増進に資するという基本的な目標がある一方で、競技である以上さらにレベルアップを図り、地域に夢と希望を与える全国大会への出場を目指すことも重要であると認識しています。各種スポーツの競技力を高め、全国大会に出場するレベルに達するようになるためには、本人の努力や周囲の支援はもとより、特に重要な要素となるのは、そのスポーツや部活動における指導者の存在であると思います。今後は、より効果のある指導方法などを情報共有できるようにするため、支援策を講じる必要がございます。

具体的には、議員もおっしゃってございましたけれども、市出身の国際大会経験者や実業団などで活躍した元プレーヤー、市が委嘱するスポーツ大使によるスポーツクリニックの開催、またスポーツ合宿で

市を訪れる県外の競技指導者と地元指導者との情報交換を開催します。またスポーツ立市を機に、市体育協会や小中学校・高校の体育連盟、各種競技団体とも連携し、スポーツ少年団や小中学校・高校の部活動の顧問、指導者、コーチ同士での情報交換を行えるよう、仮称ではございますが競技指導者ネットワークの立ち上げを計画してまいります。

以上でございます。

○木村清貴 議長 菅原正志議員。

○14番（菅原正志議員） 再質問させていただきます。

まず、接遇についてであります。理念は大変よくわかりました。しかしながら人間というのは忘れっぽいもので、そういう共通項の部分例えば机のそばに張っておくとか壁に張っておくとかして、常に市民も職員も見えるような位置で、私たちはこういうことを目指していますよといった共通の認識を得られるようなそういう合い言葉と申しますか、そのようなことを今までの質問に対しては、皆さんマナーコードとか、今、市長が言われたようなことをやっただけでも、やはりまだ徹底し切れない。それはやはり悪い言葉で言えばマニュアルと申しますか、英語は余り使いたくないんですが、共通理解となるものの目につくものがないからではないかなと私は思いました。その辺はどういうふうに改善されますか。

○木村清貴 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 ただいまお尋ねの横手市の行政経営理念についてでございますけれども、これにつきましては、まず部局長のメンバーは毎週の部局長会議で唱和して、それぞれ暗唱して述べているということをしております。また職員の集まる機会ですね、例えば市長の訓示とかそういう場面でも全員が唱和するような形で徹底してやっております。

ただ、議員がご指摘のように100%そうかと申しますと、必ずしもそこまでは至っていないという現状もありますので、それについては今後も徹底をさせてまいりたいというふうに思います。

また、各執務室にそれらを掲示してございまして、私どもが何かに行き詰ればそれが基本的な考えですよということで、それぞれの管理職がそれぞれの執務室に設置してございます。またそれぞれ個人によってですけれども、例えば名札のラッカーに入れたりそういう形、あるいは机にちょっと挟んでおくとか、そういう形の中で行政経営理念については身近なものとして扱うように指示あるいは徹底をさせておりますし、今後もそれについてはますます努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○木村清貴 議長 菅原正志議員。

○14番（菅原正志議員） 市長の答弁からは、地域づくりの問題点等について前回の定例会の質問、それから委員会での意見等を踏まえた答弁がなかったように思いますが、地域づくりの問題点、地域づくり協議会の問題点をどのように把握されていますか。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 来年度に向けては、その問題点と思われる部分の解消に向けた取り組みというものも取り入れた形の予算の配置というものを提案をさせていただいているところでございます。いろいろというか、例えば本来地域局でやるべきハード事業について、その協議会の提案の中で行われているとか、そういった部分については問題だと認識しておりましたので、その解消に向けての取り組みというものを来年度提案させていただきたいと思っております。

○木村清貴 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 市長のほうは、市長の今のお考えということでお話しになりましたけれども、議員ご案内のとおり、3月1日の日ですけれども、地域づくり協議会の委員の皆さんの全体研修会を行いました。その席で市長が同席しておりますので、各委員のほうから地域づくり協議会の今後のあり方と申しますか、それについていろいろ意見を承ったところでありまして、それについて市長が答弁をしたというところでございます。それらも参考にさせていただきながら、いわゆる今後どんな役割をしていただくのか、何をさせていただくかという部分について、委員の皆さんからもご発言がありましたので、そういう部分を十二分に考慮いたしまして、今後のあり方について市長答弁のとおり詰めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○木村清貴 議長 菅原正志議員。

○14番（菅原正志議員） 五十嵐前市長がこの事業を立ち上げたときに、議会としては大枠の2億円の予算について認める、認めないということで、あとは各地域づくり協議会で好きなように使いなさいと、自分たちで考えて地域の元気づくりに役立てなさいという意味で、議員のほうは個々の事案についてはどのような質問があったか、意見があったかはわかりませんが、聞くところによりますと、これは一方的な情報かもしれませんが、変だなと思っても、これ市長、好きなように使えと言ってしまったから、議員は何も口出されないのだというようなことも聞いた記憶があります。一つ確認でございますが、予算が審議される、委員会に付託されるわけなんですけれども、個別の事案についての高橋新市長はこの地域づくり協議会の個別の事案についての質疑というか意見というか提案というか、そういうものは議員としてやっていいと思っていらっしゃるのか、それとも今までどおり、これは地域づくりに任されたものだから、まず大枠としてやってくれればいんでないかというふうに思われているのか、どちらでしょう。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 それにつきましては、皆様方は民意で選ばれた代表でございますので、間違いなく地域づくり協議会よりも、そういった民意を代表として選挙で選ばれた方々ですんで、地域づくり協議会が出した提案だから、そこは聖域で議会の立ち入るべきところではないということは、それは違うと思えます。しっかりと我々市長サイドの提案と同様に、しっかりと審議をさせていただきたいと思っております。

○木村清貴 議長 菅原正志議員。

○14番(菅原正志議員) 続きまして、地区会議についてであります。

ある地域局に行きまして、地域づくりの話題も出ましたが、地区会議はどうなっていますかというふうな連携の仕方、私は前から地区会議は本当に小さな自治会の代表の方が集まる会議でございます。顔が見えます。性格もわかります。忌憚のない意見交換ができると。そこに予算を上げて、地域のそれこそこういうのをやってみようというような盛り上がりを期待できないものかというような考えでおりました。そういう延長上で地域局に行きまして地区会議はどうですかと聞きましたら、ああ、地区会議ですかと、こういう感じです。もう本当にガス抜き、地区の側溝が壊れたとか、あそこの危険箇所が心配だから看板立ててくれとか、その程度の認識というか、地区会議からも意見をいただいて頑張っってやっっていこうというのではなくて、仕方なく地区会議があるから行って意見聞いてというような感じに受けました。

実際問題として、地区会議に出す構成員の募集というか、今、条例集見たらそれはないと、地区で決まっているのだということで、平鹿町の場合を例にとりますと自治会を代表する者と、こういうふうに書いています。大体は自治会長が出るもんだというふうに判断してしまいがちなんですね。そうすると2年で1回交代するとか毎年交代するとか、それから高齢の方になるとか、およそガス抜き組織でしかなくなるような扱いをしているのではないかなと。自治会を代表して地域の元気を、地域づくりとは市長おっしゃったように、連携して地域を盛り上げる組織として位置づけているよというような考えであれば、委員の出し方も地区で相談して、地域のこういうことを相談するんだから、ただ、自分たちの要望だけでなく、自分たちの住んでいる地域をどういうふうにするかというようなことを話せる場面になる可能性がある機関だと思います。ですから非常にもったいない気がします。その点をどのように市長はお考えですか。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 どうしても自治会の会長さんというと、比較的多くの場合は現役を退かれて、そういった方がなっているケースも多いようにも思われます。ただ、その地区の抱える小さい問題、課題や、その地区の空気というか、そういったものも十分に把握している方であるとも思っております。そういった方のご意見をやはり今後の地域づくりに生かすということは必要なんだろうなというふうに思って、しっかりと今後も連携を深めてという答弁をさせていただいたところでございます。

それで、もったいないというか、ただそういった意味でその地区の実情をまず集約した中で生み出される提案でございますので、そういった提案もしっかりと受けとめる形で、今後も行政運営に反映させてまいりたいと考えております。

○木村清貴 議長 菅原正志議員。

○14番(菅原正志議員) 私は、2日前に高橋聖悟議員がギネスで雪合戦ナンバーワンと、非常にユニークでいい提案だなと思いました。ただこれを市役所がやるかどうかは別として、こういうものこそ地

域づくり協議会にアイデアを出して、横手でやってみるか。上がったお金を高齢者の雪寄せに使うすばらしい企画だと思います。でもこれを誰に言ったら地域づくり協議会で取り上げていただけるのか、まず1点目。

2つ目は、地域づくりの問題点として既得権、もうずっと同じ団体に補助金が出ている。いつになれば自立するのだと。お金の切れ目が活動の切れ目では困るわけです。やはり最初はいろんな準備をしなければいけないので補助をしてあげます。そして自分たちが助走をつけて羽ばたけるようになったら、自分たちで頑張っってやっっていくというような姿、そして最低限の応援はすると。増田の幻灯祭り、私、すばらしい、すばらしいと言われたもんだから、ことし行ってみました。本当に10キロ以上の道、滝の下のほうまで行きました。小学生ぐらいのもっと小さかったですかね、そういう女の子とおじいさんぐらいの人が道を歩きながら一本一本ろうそくをつけて、それから70ぐらいのばあちゃんたちがかさかぶって、一本一本ろうそく持ってやっっている。こういうものこそ地域のまとまり、自分たちでやるんだと。ボランティアの申し込みもいろいろあるそうではありますが、それは一切要らないと。自分たちでこういう地域の行事をやっっているすばらしい例もあるわけです。こういうふうに本当に少ない応援で地域のまとまりというものを実践している例もあるわけですので、どっぷりいただけるものはいただくという形で、何年にもわたり補助金を使っっているような事業についてメスを入れない限り、例えば聖悟さんがああいうすばらしいアイデアを出したときに、やりたいけれどもやるお金がないと、だから市にお願いする。アイデアは非常にいいんだけど、お願いする先は地域づくりでもいいんでないかなと私は思いました。こういったようなことをどのように受けられるつもりですか。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 やはり、何でもかんでも補助金にどっぷりというので、その補助金に頼っってひとり立ちできないというものは、地域づくり協議会にかかわらず、ほかの部分でも言えることなんだろうなというふうにも思っっております。やはり本当に世の中の要請にんえ得る、市民もそれを必要とする、またさまざまな市以外の方もそれを喜んで受け入れるというようなものであれば、もしかすればスポンサーなりお金を出してくれる、さまざまな人的支援をいただける、そういうようなお金や人がよい事業には集まっってくるだろうと、そういうふうな事業に一つ一つをしていくことによって、各地域が明るい話題づくりということにつながっっていくものだと思いますので、そういったある程度少しずつ自主財源や自立というものを促す努力というものは必要なんだろうなというふうにも思っっております。

○木村清貴 議長 菅原正志議員。

○14番(菅原正志議員) 市長は答弁の中で、皆さんの要望を吸い上げることも確かに大事だけれども、これはあとやめるといっ、常に改革をしていくという姿勢を見せられました。ですので地域づくり協議会の現状を踏まえて、市長が各地域局長なり、それから地域づくり協議会の委員長、副委員長なりに、やはり勇氣を持って、どの事業が地域づくりの本当に元氣につながっっているのかどうかということを示して、やはり問題点の解消にしたいと思っますが、いかがでしょう。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 地域づくり協議会の事業にかかわらず、市の事業もそうなんですけれども、全ての事業、やはりまず実施して、その実施の結果を検証して、そしてまたその検証の結果、もし改善すべき点は改善し、そしてまた次の事業に向けて計画をしていくというそういう流れは、どの事業にも必要なんであると思うっておりますし、実際に今の地域づくり協議会の方々もそういった作業をしていらっしゃると思います。ですので、そういった精度を高めながら我々サイドとしてもしっかりと検証して、議員の皆様からもチェックをいただきながら、またさまざまな改善点のアドバイスなどもいただきながら進めていかないといけないのかなというふうにも思っておりますし、また地域局ごとの連携できる事業は連携したほうが効果があるとか、経費の削減になるとか、そういったものもあるんだと思いますので、情報交換をこれからはその地域局という枠だけで考えないで、そのことを光らせるためにも広く地域局ごと目を配っていただいて、じゃ一緒にやりましょうとか、この地域とこの地域とこの地域、まとめてやっぺいこうとか、そういったつながりになれば、もっと横手市の一体感というものが生まれてくるものなんだらうと思っております。

○木村清貴 議長 菅原正志議員。

○14番(菅原正志議員) 続きまして、地域局の改修、位置づけについてお伺いします。

先般、湯沢市のほうに視察に行つてまいりました。湯沢市のいろんな地区、市役所から遠いところはあるわけなんですよ。今、職員は七、八人でやっていると。そうすればさんざん話題になっております除雪とか、市民が相談しに来たとき、何としているんですかと。専門家はいないわけです。総合支所みたいになっているのです。そうしたら、テレビ電話で直接その関係部署につないで話をしてもらおうといったような例がございました。

横手市におかれましても、やはり職員が少なくなっている。それから地域局の役割をどうするのかということもあわせてやっぺり考えていくべきではないかなと思いますので、その辺の市長の考え方、地域局、今の体制でいくのか。建設課に用あつて来たのではなくて市役所に用あつて来る。前にどなたかがおっしゃっていましたけれども、やっぺり訪れるというのは市役所に用あつて来るんですよ。そういうところの位置づけをどのように考えていらっしゃるか、お願いします。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 もちろん、部局は組織ですので分かれているわけでございますけれども、目指すところはやはりその窓口においては市民の皆様方、よっぼどの専門性の高い専門家じゃないと対応できないものは、それはちょっと仕方ない部分もあろうかとは思いますが、まずそれこそ議員のおっしゃるとおり市役所に用があつて来るわけであつて、余り何々課とかそういうことにこだわらず、やはり対応できるような職員に対する資質向上もしていかないといけないですし、いずれ総合窓口的な形でやっぺいけるように、しっかりと進めていかないといけないというふうにも思っております。

○木村清貴 議長 菅原正志議員。

○14番（菅原正志議員） 続いて、スポーツのことについてお伺いします。

いろいろな試みが秋田県でもされております。県のバスケットボール協会でも全日本の選手を呼んでいろんな講演会みたいなのを企画しました。ところが集まらないんですよ、やっぱり。一番身になるのは、一緒のところ立って、一緒の目線で何かまざってやってみて初めて、ああそうなのかとかというふうな形になるわけでありまして、そういう意味では、地元の先ほど上げました平成高校のバスケットの監督でありますとか、平鹿中学校のバスケットの監督なんかは、何も高いお金をかけて呼ばなくても、本当にうまく使えば、こういう人たちをうまく使ってこそ、やっぱり裾野まで広がり、そして日本サッカー協会がすばらしいのは、何年生のときはこういう技術を、何年生になったらこういう技術を、何年生になったらこういう技術をというふうに段階的に計画が一貫性があると。やっぱりいろんな競技においても最初から最後まで100点を目指すんでなくて、1年生のときはこういうところ、やっぱり小学生のときは遊び、中学生もほとんど遊びだと思えます。興味を持ち、そして丈夫な体をつくり、そして他の接することで対人関係をうまくやるとかって、そういう部分のことも踏まえての競技力向上でなければいけないと思えます。ただただ勝てばいいと、私の選手のピークは小学校でしたでは困るわけですよ。やっぱりそういうところをスポーツ立市横手としては他の地域のリーダーシップになるような、そういう施策を腰を据えてやってほしいなと思うわけです。その辺はどうお考えですか。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 スポーツは交流の場であり、また健康増進はもちろんでございますけれども、子どもたちにとっては人間形成の場でもあると思えます。そういった意味ではトータル的にただ競技に勝つということももちろん、その勝つことの喜びというものを体験させるということも、また人間形成になると思っておりますし、ただそのためにはやはりいい指導者、そしてそういったいい指導者は競技の上で大変活躍された当市出身のスポーツ選手も実際にいらっしゃるわけございまして、そういった身近な縁のあるそういう優秀な人材の力をかりまして、その裾野を底上げしていくとか、裾野のレベルを底上げしていくという取り組みはしっかりとやっていかないといけないだろうなと思えますし、やれるんだろうなというふうにも思っておりますので、その点は頑張って私も取り組んでまいりたいと思っております。

○木村清貴 議長 菅原正志議員。

○14番（菅原正志議員） スポーツ振興課の位置づけはどのようにお考えでいらっしゃいますか。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 質問の意図を勝手に解釈させていただきますと、私はスポーツ振興課問わず部局横断ということをご日常ごろ考えておりますので、もちろん名称のとおりスポーツを振興させるということは一大目標でありますので、全ての市民の方に何らかの形でスポーツに親しんでいただくという取り組みは今後も邁進し続けたいと思えますし、例えば合宿誘致であるとか、そういった人を呼び込むための産業振興の位置づけであるとか、また先ほども答弁で申し上げましたけれども、人間形成の場で

もあると思いますので、そういった教育の側面もあろうかと思ひますし、また健康増進といへば福祉の部分にもなろうかと思ひますし、さまざまな意味で多面的にほかの部局とも連動させないといけないというふうにも思ひております。

○木村清貴 議長 菅原正志議員。

○14番(菅原正志議員) 先般、増田で3月1日、シャンソン対JXの試合がありました。そういうときにこそスポーツ振興課の方もいらしていましたが、観客席でいらっしやいました。そういうときこそ、増田の横手市の体育館使っているわけですので、堂々と主催者のほうに来てもらって人脈をつくって、やっぱり知っている人を介してじゃなくて、自分たちの仕事として人脈をつくって、いろんな人たちとの接点を多くしてもらいたいわけですよ。言いつけられたことだけやるんでなくて、スポーツ振興課になったからには、いろんな野球でもバスケットでもバレーでも何でもそういうところに出向き、いろんな人脈をつくり、覚えた人を介しての手段もあると思ひますが、やっぱりスポーツ振興課に属する職員の方々が個人的にそういう場面での頑張りを見せてほしいなと思ひますし、体育協会というのもあるわけですので、その辺とのセッティングも大事なことだと思ひます。どうかそういう点で市長のご指示をお願いしたいと思ひます。いかがですか。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 よい提案であると受けとめさせていただきたいと思ひます。

○木村清貴 議長 副市長。

○佐藤良吉 副市長 市長が答弁した後というのはいかがかと思ひますが、シャンソンの大会には私も観戦ということで出かけていました。議員とも会いましたが、平たく申し上げますと、うちのほうのスポーツ振興課の担当は若干遠慮したのかなというふうには思ひています、あの場面では。ただほかのさまざまなスポーツイベント等々では主体的に取り組んでおりまして、もちろんスポーツ合宿についてもそうですが、いろんな人脈の構築と申しますか、そういうものについては一生懸命頑張っていますということをおくみ取りいただきたいということで、あの場はちょっと遠慮したのかなというふうには私もそう受けとめましたんで、今後はもっともっと前面に出て頑張ってもらいたいことを伝えますので、よろしくどうかご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○木村清貴 議長 菅原正志議員。

○14番(菅原正志議員) 最後に、いろんな提言や質疑の中から新しいアイデアというものが生まれると思ひます。ただやはり行政側には行政側の論理もあり、今ここですぐ改めるなんていうことはなかなかできないと。ですので、今後6月、9月、12月と議会があるわけですが、その中でこういうのはいいなとか、やってみようかとかというふうなものがありましたら、やっぱり立場を越えて、よい横手市のためにともに力を出し合おうというような平和的な関係でいたいと思ひますので、今後ともよろしくお願ひします。

以上です。

○木村清貴 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は3時35分といたします。

午後 3時13分 休憩

午後 3時35分 再開

○木村清貴 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第89号の上程、説明、質疑、採決、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第2、議案第89号平成25年度横手市一般会計補正予算（第11号）の一部の訂正についてを議題といたします。

市長から平成25年度横手市一般会計補正予算（第11号）の一部の訂正の理由について説明を求めます。
市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 私のほうから、議案第89号平成25年度横手市一般会計予算（第11号）の訂正をお願いしようとするものでございますが、庁舎機能再編事業の内容を精査し、補正額を訂正するものでございます。

訂正の内容でございますが、1ページの第1条歳入歳出予算の補正中1,300万円を350万円減額し、補正額を950万円とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ515億3,798万2,000円に訂正するものでございます。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正中、歳入歳出それぞれ350万円減額し、補正額を950万円に訂正しております。またこれに伴い説明書の内容も訂正させていただいております。

移転に当たりましては、辛抱できる部分は辛抱し、そして自前で運べるものは運びながら、また使えるものは使うなどして予算を圧縮して今回の提案でございます。

以上の議案の訂正をお願い申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定くださいますよう、何とぞお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

25番菅原恵悦議員。

○25番（菅原恵悦議員） 25日の日ですか、これ提案されたの。それが1週間でこのような形が出てきて大変辛抱したり、自分たちでやれるものはやるというのは大変いいことだというふうに思っております。その中身を精査したら350万ですか、これだけ下がるというふうなことで、この1週間でいろいろ協議されたと思うんですけども、ただ提案する前にやる作業を私はやっていないんじゃないかなというふうにもとれるわけなんです。ただ議案になってから、やはりそういう形でこれからの審査をする、

そういう段階でも、もしかすればいろいろあるかもしれませんが、やはりそうだとすれば私はもっともっと精査をすると、もっとこの予算が低く抑えられるんじゃないかなというふうな気もするんです。

ところで、前に出された区割り、あれでは何か変わりがあるんですか。

○木村清貴 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 区割りと申しますと、組織のことでよろしいかと思うんですけれども、それについては変更はございません。

以上でございます。

○木村清貴 議長 菅原恵悦議員。

○25番(菅原恵悦議員) 前に見取り図というか、3階をこういうふうに仕切るとか、ここに副市長室をつくるとかあったんです。配置ですね。ああいうふうなのを、工事の中身の例えば精査をして、どこそこを変えたとか、そういうもの、ここに出ておりませんので、どういう形でこの予算が削減になったのか、そこをちょっとお願いしたいです。

○木村清貴 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 ただいま議員のほうからお話のあった、いわゆる区切りというかそういう部屋の設置については訂正はしてございません。何を見直したかということですが、市長が話した一番大きいのは引っ越しの費用に係る部分でも、例えば業者さんにやってもらうものと職員がやるものをまずちょっと大きく見直したと。当初役務費で見ていたのも委託費のほうに変更になったとかというのが今この内容になってございます。工事のほうの関係も、例えば内装関係のカーペットとかクロスとかがあったと思いますけれども、やっぱりその程度もある程度少し価格の調整をできるものを選択したというようなところで、変更になったというところでございます。

○木村清貴 議長 菅原恵悦議員。

○25番(菅原恵悦議員) わかりました。市長が例えば十文字の議員のときに、市長室が扉があきっ放しだったと。大変風通しがいいといいますか、あれは大変よかったと、こういうお話でした。ですから例えば副市長室、あれ見ると2部屋つくりますけれども、私はそういうふうなものでも多分見直ししながらやったのかなという感じもしたんです。私からすれば、やはりああいうふうに何も仕切ることなくて、市長自身が前から経験したああいうふうな、要するに市長室からも見えるんだけど相手からもよく見えると、それでちょっとした手があいたときにはちょっと寄ってみようかとか、大変そういういいお話をしておりましたので、そうやるのかなと。やはりお互いに見えるというのは逆に仕切りがないほうが、例えば自分も見られるんですけれども職員の仕事の要するに姿も見えないし、あるいは出勤ですね、出勤、例えば朝早く副市長が来ているとか市長が来ているとか、職員の方々がいつ入ってくるか、あるいはどういうふうな形で朝の出勤をしているんだらうか、そういうふうなものが全て見えるわけなんです。仕切りがあれば見えない。ですから私はああいうふうに市長がおっしゃったんで、やはり取

っ払って本当にあのままのところに机を置いて、お互いに全部見合いながら意志の疎通というんですか、そういうふうな形にしていく方向で進んでいるのかなと、私勝手に思ったんです。そういう精査はしなかったんですか。

○木村清貴 議長 副市長。

○佐藤良吉 副市長 ある側面で、市長の危機管理という点も実は考慮に、この建物を建てる、市長室をあの形にしたときも、例えば暴漢ですとか、いわゆる反社会的な活動をされる方々の襲撃、来襲というものもなきにしもあらずということで、市長ぐらいになりますとそういう方々もたまにはいますので、これは市民という意味じゃなくて市外から、あるいは県外からもそういう方々がたまにはおります。そういうことで、市長の危機管理というような点も全て菅原議員さん言われたようなことは理想かもしれませんが、万が一ということも考えて、そういう危機管理も考慮して、今のこの建物の昔の市長室、そういう設計をしております。そういうことでありますので、片面だけじゃなくてさまざまな視点から、副市長、我々はどうでもいいんですけども、市長はそういうことはあっては困りますので、そういう点も何とかご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○木村清貴 議長 菅原恵悦議員。

○25番（菅原恵悦議員） わかりました。今まさに私お話ししたのは、副市長室を2つつけるというあれがあったんで、それを私どもに提示したんで、ああいう仕切りがなければその分また安くなるだろうと、こういうお話でしたので、市長室のことじゃないです。

○木村清貴 議長 副市長。

○佐藤良吉 副市長 私はよろしいんですが、多分余りオープンだと、逆に言うと職員がやりにくい部分もあるのかな、多少はすりガラスでも何でもいいですが、多少の仕切りは何かお認めいただきたいなというふうに思います。

以上です。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。

24番齋藤光司議員。

○24番（齋藤光司議員） 私からは、25番の菅原議員が最初に話した部分お聞きします。副市長がこの間、段取り8分だ、じゃ今回の1,300万のうちの350万がどれぐらいか、26.9%です。3分どころでない。だからその中で揚げ足を取るわけでもないけれども、25日に提案をされて、今まだそれこそ審査中のうちに辛抱するという理由の中でこういう形に変更する、これが数字上からも予算面からです、だから拙速だろうという指摘に市長はどうお答えになるでしょう。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 これまでも、るる私のほうからも市長室移転にかかわる予算に対しても、その理由についても、この議会の中で申し上げさせていただいたわけでございますけれども、何としても新年度新た

な体制でという強い思いが先に立ってしまったという部分は否めないというふうにも思っております。また先に工事を進めたという、工事というかその作業を進めたという部分には、それは今回の提案の予算分ではない、前回にご説明させていただいた予備費の中からの、それを当てにした部分の動きであった。それは今とまっているわけでございますけれども、なので今までちょっと事前の動きがあった部分と、この今の予算とはまた別の理由での削減ではあるんですけれども、何とか経費がかかるという部分について少しでも圧縮できないかということで、再度切り詰められる部分を切り詰めて、最大限お金をかけないでやれるべき部分はしっかりと対応しながら、また安普請でないですけれども、安い素材とかそういったものがあればそういうものも探しながら、今回の圧縮に努めさせていただいたということでご理解をお願いしたいと思います。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。

3番立身万千子議員。

○3番（立身万千子議員） 今までのご説明で、総務企画部長は引越し費用を業者から職員にかえたということも言われたと思います。いろいろ工夫されているのはすごくよくわかりますが、年度末で職員さんは物すごく忙しいと思うんですよ。そういうときにどのように話し合われて、その結果このようになったのか、納得してなったのかということをご教えてください。

○木村清貴 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 職員が全てやるということではございませんで、あくまでも例えば6対4とかという割合の部分再度見直させていただいたというところでございます。今回の引越しにつきましては、いわゆる本庁機能がこちらに来るときのように、机が何十個も移動してくるような引越しは想定してございません。と申しますのは、それぞれのところにある程度の数がもう入っていますので、その調整は当然しなければいけません、今までのように、どっと持ってきての移動というのは前回とはその部分では大分違うだろうというふうに判断しています。

ただ、かまくら館は空になりますので、教育委員会さんの部分については出さなければいけないということになりますけれども、それぞれの例えば南庁舎であれ、それからこの横手の地域局であれ、机はあるものはありますので、その数の調整はありますが、前回のような大規模の移動にはならないというふうに判断しているところでございます。

以上でございます。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。

13番本間利博議員。

○13番（本間利博議員） お尋ねしますけれども、そうしますと予算の総額は、ちょっと私よく見てこないんですけれども、総額でどれくらいを見ていらっしゃるのか。それで普通ですと予備費をお使いになるようであれば、そのかかった部分の減額の部分は予備費を削減すればいいように私は思うんですけれども、補正で減額してきたことの意味を教えてください。

○木村清貴 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 予備費対応の部分につきましては、工事にかからせていただく段階で予備費対応ということで契約行為が済んでございます。そのためにそちらのほうの金額は変更してございませんで、予備費の分が1,000万ということでの今金額になってございます。それから今回が950万ですので、総体では1,950万というような形の予算が今お願いしているというような状況でございます。

○木村清貴 議長 18番塩田勉議員。

○18番(塩田勉議員) 今、補正予算の額なり内容については各議員から質問されてわかったわけですが、実は2月25日に議会の開会中に提案されて、さらには1週間後といいますか、幾らもかからないうちに減額修正だと。しかも3月議会が一番大事なときに、こういう形で執行部のほうから提案されるということは、今まで余りなかった例であります。このことについてはどういうふうに見えるのか、また余りこういう例があるとうまくないと思うんですよ。そのことについて、これから今までのそういう不祥事でありませんが不手際だと言ってもいいかもしれません。そのことについて市長はどのように考えますか。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 議会の皆様に対する我々の説明不足とか、さまざまご指摘いただいた部分をトータルの判断して、今回圧縮して再提案を修正した形でしていただくことによって、ご理解をしていただけるんじゃないかというふうに判断した次第でございます。

○木村清貴 議長 18番塩田勉議員。

○18番(塩田勉議員) 私は、圧縮したから理解度が深まるかということを取り上げたのではありません。今までの一連の上程から今回の上程までのことについてどのように考えるかということをお尋ねしたのであって、この予算が1,300万から950万、350万減額したので何とか理解してくださいというような話は、今までどういうふうにしてその減額になりましたということは質疑応答の中であったわけですので、そのことは別に議会に対してこういう提案がなされたと言ってみればどたばたですよ。そういうことについてどう考えるかということをお尋ねしたのであって、そのことをいま一度お願いします。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 どたばたというような部分に対しましては、おわびを申し上げないといけないというふうに思っておりますし、今後このようなどたばたのような形での提案というものがないように、今後も身を引き締めて取り組んでまいりたいと思いますので、何とぞご理解いただきたいと思っております。

○木村清貴 議長 18番塩田勉議員。

○18番(塩田勉議員) 今、市長のほうからそのような発言いただきましたので、これ以上質問することはありませんが、ぜひいろんな前例とか何か議会の中にもあるわけでありまして、ぜひ議会の運営上、余りこういう形での提案は思わしくない、私、個人的にそう思っています。ですから執行部の皆さんも今の19日が最終日ですので、結論どうなるかわかりませんが、やはりそういうことを肝に銘じて、

提案される場合は十分吟味して、ぜひ提案してもらうように要望して終わります。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第89号の一部の訂正について承認することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立多数であります。したがって、議案第89号平成25年度横手市一般会計補正予算（第11号）の一部の訂正については承認することに決定いたしました。

本案は一般会計予算特別委員会に付託いたします。

◎報告第7号の上程、説明

○木村清貴 議長 日程第3、報告第7号専決処分の報告について報告を求めます。

横手地域局長。

○武田浩一 横手地域局長 ただいま議題となりました報告第7号専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

追加議案その3の1ページをお開き願います。

地方自治法の規定によりまして、車両事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、2月25日に専決処分をいたしましたのでご報告するものでございます。

内容であります、2ページをごらん願います。

事故の発生日時は、平成25年12月22日午前9時30分ごろ、発生場所は横手市朝倉町15番地2地先、市道朝倉町大鳥井山下線上でございます。被害者は、記載のとおりでございます。

事故の概要でございますが、横手地域局産業建設課非常勤職員が公用車を運転し、十字路交差点で一時停止する際に、雪のためスリップして交差点に進入し、現場を通りかかった相手方車両と接触して破損させたものでございます。

過失割合は市が100%であり、損害賠償額は24万9,753円で、全国市有物件災害共済会の賠償保険で補填されるものでございます。

日ごろから雪道の安全運転には特に注意を喚起しておりますが、このような事故を起こしてしまい、まことに申しわけございませんでした。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第7号の報告を終わります。

◎報告第8号の上程、説明

○木村清貴 議長 日程第4、報告第8号専決処分の報告について報告を求めます。

平鹿地域局長。

○高橋嘉 平鹿地域局長 ただいま議題となりました報告第8号専決処分の報告につきましてご説明申し上げます。

追加議案書の3ページをごらん願います。

本案は、地方自治法の規定により、損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、2月25日専決処分をいたしましたので報告するものであります。

事故の内容につきましてご説明いたしますので、4ページをごらんいただきます。

事故発生日時は、平成25年12月29日午後0時ごろであります。発生場所は横手市平鹿町醍醐字宮西95番地2地先、市道大橋田町線上であります。相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要であります。相手方が自宅前の除雪作業を終えまして、開いていた側溝のグレーチングのふたを閉めようとした際に、グレーチングが枠ごと外れて側溝に落下したために、同時に相手方も落ちて右足を打撲したものであります。

損害賠償額1万1,850円は、全国市有物件災害共済会の賠償保険で支払うものであります。相手方に過失はなく、100%市側の過失でございます。

事故の原因であります。2年前にふたを交換した際に、そのふたが従前のものよりも幅が1センチほど短い規格のグレーチングであったにもかかわらず、とめ具などの施工をしていなかったために今回落ちたものであります。事故の後、グレーチングのすき間にくさびを打ちまして固定しております。

このような事故を起こしてしまいまして大変申しわけございませんでした。再発防止のため、ふたを交換いたしました全ての箇所について点検いたしまして、安全を確認したところでございます。以後十分に注意いたします。改めておわび申し上げまして報告とさせていただきます。

○木村清貴 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第8号の報告を終わります。

◎議案第90号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第5、議案第90号損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについてを議題といたします。

説明を求めます。

横手地域局長。

○武田浩一 横手地域局長 ただいま議題となりました議案第90号損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関する事についてをご説明申し上げます。

5ページをごらん願います。

本案は、地方自治法の規定に基づき、破損事故による損害を賠償し、和解に関する事につきまして議会の議決をお願いしようとするものでございます。

内容についてご説明いたします。

事故の発生日時は、平成26年1月25日午前6時ごろ、発生場所は横手市根岸町18番地。被害者は記載の方でございます。

事故の概要についてご説明いたします。上記の日時、場所において、被害者宅に隣接する横手公園内に生えている立木の氷塊が落下して被害者宅の物置部分を直撃し、屋根と天井を破損させたものでございます。事故の原因となった氷塊は、のり面に生える立木の上部に位置し、地上からは25メートルほどの高さにあったと推測され、通常、雪払いなどの作業ができない部分であります。事故当日、産業建設課と地域振興課の職員が被害者宅へ向かい現場を確認した上で、建築業者に依頼して緊急避難的に応急処置をして対処いたしました。損害賠償額は126万2,988円でありまして、内訳は復旧工事が117万2,976円、応急処置が7万5,012円、家財道具が1万5,000円であり、全額、市加入の保険対応で補填されるものでございます。

なお、今後の対策といたしまして、現場付近の立木につきましては、近日中に業者に依頼してクレーンを使っての伐採、枝払いの作業を行うこととしております。ここに改めておわびを申し上げまして説明といたします。どうかよろしくお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

24番齋藤光司議員。

○24番（齋藤光司議員） これは、私は第1報をそれこそラジオを聞いた。また横手であったしゃというその話の中でした。その中で事務局に確認したことを覚えていますけれども、ああ、今上がってきたんだな、そのときに非常に気になったことが、何回も相談していたんだ、相談をかけて何とかしてくれと言っていたのに落ちてきた。私はそこが本当だったら大変なことだと。事実関係を教えてください。

○木村清貴 議長 横手地域局長。

○武田浩一 横手地域局長 担当職員のほうからの話、報告を私も受けた時点では、以前にお願いしたことはあるということはお聞きいたしました。その経過は聞いたとおりでございます。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。

14番菅原正志議員。

○14番（菅原正志議員） これはテレビでもかなり映像ではっきり映ってしまっていて、被害者の方が市役所のほうに何とかしてくれとお願いしている間に落ちたと。やっぱり市長が言われるように、迅速な対応というのはやっぱりお客様ですので要求されると思うんですが、その報告を受けてどのような対応を

されたのか。高いからまず放っておくべと言ったのか、それとも何とかしようかなと思って考えているうちに落ちてきたのか、その辺の時間差も含めて教えていただきたいと思います。

○木村清貴 議長 横手地域局長。

○武田浩一 横手地域局長 先ほど説明の中で申し上げましたが、ふだんなかなか簡単には枝払い、あるいは雪払いの作業できる場所ではございませんでしたので、手間取ってなかなか時間がかかってしまったというそういう状況でございます。その前に落ちたということでございます。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。

11番加藤勝義議員。

○11番(加藤勝義議員) 今冬は豪雪でしたが、4年豪雪が続いたわけです。恐らく昨年まで毎年着雪があったと思います、木の上に。当然、私はこの所有者から電話が来たと思うんですよ。ことしじゃなくて。今お話ししているのは、今年危ないから雪もついているし伐採できる状態ではないということでの返答かなと思うんですが、昨年までこの所有者の方から危ないから何とかしてくれという要望はなかったですか。ちょっとお聞きします。

○木村清貴 議長 横手地域局長。

○武田浩一 横手地域局長 ご本人からの要望につきましては、いつからというところの部分はちょっと確認をしておりますませんでした。すみません。

○木村清貴 議長 11番加藤勝義議員。

○11番(加藤勝義議員) いつからということじゃなくて、ことし以外、去年までありませんでしたかとお聞きしたんです。去年まではなかったんですか。

○木村清貴 議長 横手地域局長。

○武田浩一 横手地域局長 私が確認しましたのは、そうすればことしの分ということで、ことしからということをお聞きした次第です。

○木村清貴 議長 11番加藤議員。

○11番(加藤勝義議員) そうすれば職員の方、今まさに市民目線で、横手の地域局があっちに行くけれども市民目線に対応すると言っている中で、私は聞いていないという返答はおかしいと思うんです。やはり職員の方ももしかすれば聞いているかもしれない。それが上に上がってこないのかもしれない。ぜひこの所有者に聞けばわかるんで、去年まで話しませんでしたかという、聞けばすぐわかりますけれども、今現在もう一度去年までなかったですか、もう一度お聞かせください。

○木村清貴 議長 横手地域局長。

○武田浩一 横手地域局長 その部分につきましては、改めてこちらのほうで確認をさせていただきたいと思います。申しわけございません。

○木村清貴 議長 11番加藤議員。

○11番(加藤勝義議員) 要するに、去年まであった、なかったじゃなくて、やはりそういう要望があ

ったらずぐ飛んで、それこそすぐ対応できるようにしておかないと、これ100万もします。これ家だけですから、人がいて人命にかかわるようなことになる大変なことになるんですよ。ですからそう簡単に私は聞いていないとかというんじゃないくて、やはりこういう事象が起きたら、じゃどうしましょう、連絡来たら、じゃどうしましょうとやるのが本来の姿だと思います。ぜひ今後十分に市民の声を、そういう意見があったら、要望があったら、すぐ飛んで確認をして対応するという方法でひとつ今後よろしくをお願いします。

○木村清貴 議長 横手地域局長。

○武田浩一 横手地域局長 ご指摘のように、今後は対応させていただきます。申しわけございませんでした。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。

21番高橋聖悟議員。

○21番(高橋聖悟議員) すみません、私はちょっと違う視点なんですけれども、ここ、今公園というふうには書いていますけれども、私たちからしますと呼び方もお城山、見ても山です。これぐらい大きい規模のものを横手地域局で扱えるのかと。まずそもそも私から見たら山です。その管理を本当にこれ、本来であれば建設部のもので管理が地域局やっているわけですよ。もう全然手に負えないぐらい大きな公園じゃなく山です。それを地域局ばかりに見させる、予算もそんなにもない、人員も少ない、ただ公園という名前だけでここに持たせるということからも少し考えていかなければいけないと思うんですが、市長いかがですか。

横手地域局には、結構公園、山といいましても皆さんの想像しているものより想像をはるかに超えるものがたくさんありますし、またその対応するのも職員もそんなにも多いもんでもない。どれぐらいほかの地域局と比べて人員が多いのかわかりませんが、とにかくそういうもののあり方と管理をするほうのバランスがとれていないような気がします、そういうところを改善していかなければ、こういう事案はなかなかおさまらないのではないかというふうに思いますけれども、市長、いかがですか。少しこういった部分の持ち方、あり方、管理の仕方を考える必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 ご指摘の点につきましては、しっかりそのあり方を精査させていただきまして、今後どこに対応する所管を移すべきか、そのまま地域局であるべきか、そういったものも今後検証、検討させていただきたいなというふうに思います。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第91号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第6、議案第91号平成25年度横手市一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

説明を求めます。

財務部長。

○石山清和 財務部長 ただいま議題となりました議案第91号平成25年度横手市一般会計補正予算（第12号）についてご説明申し上げます。

それでは、追加議案書その3の予算書1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,876万9,000円を追加いたしまして、補正後の総額を517億5,675万1,000円に定めようとするものでございます。

第2条繰越明許費の補正でございますが、4ページをお開きいただきたいと思います。

第2表繰越明許費補正のとおり、土壤汚染対策事業など3事業を追加いたしまして、農業経営等復旧・再開支援対策事業など4事業を変更しようとするものでございます。

続いて、第3条地方債の補正でございますが、5ページをごらんいただきたいと思います。

第3表地方債の補正のとおり、土壤汚染対策事業など5事業について限度額を変更しようとするものでございます。

それでは、歳入歳出の主な内容についてご説明申し上げますが、今回の補正は国の補正予算（第1号）に伴う事業費などを計上するものでございます。

初めに、歳出を説明いたしますので、11ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費として126万3,000円を計上してございます。これは先ほど提案申し上げました議案第90号に係る予算措置でございまして、1月25日発生しました公園の立木からの落雪による家屋損壊に係る事故賠償金でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費で、農業経営等復旧・再開支援対策事業といたしまして7,000万円を計上してございます。今冬の豪雪被害に係る農業生産施設等の復旧並びに再生産に対する支援補助金の追加補正でございまして、11月の雪害から復旧した施設が再度被災した場合には、補助率を加算する内容になってございます。

同じく8目、農地費で農業生産基盤整備事業といたしまして3,640万6,000円を計上してございます。これも国の補正予算（1号）に伴うものでございまして、栄南部地区、清水町地区、金谷地区などの県営経営体育成基盤整備事業負担金の追加補正といたしまして2,590万円を、また増田地域亀田、福嶋地区の土壤汚染対策事業負担金の追加補正といたしまして858万円を、国営かんがい排水附帯県営平鹿平野事業負担金の追加補正といたしまして192万6,000円を計上してございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費で、道路施設点検事業といたしまして1,200万円

を計上してございます。これも国の補正予算に伴う道路案内標識並びに道路照明等の点検事業費でございます。

同じく、4項都市計画費、3目街路事業費で、地方道路交付金事業といたしまして7,760万円を計上してございます。これも同じく国の補正予算に伴う中央線の補償費や県事業負担金などの追加補正でございます。

12ページをお開きいただきたいと思います。

同じく6目公園費に、社会資本総合整備事業といたしまして2,150万円を計上してございます。これも国の補正予算に伴う横手公園などの公園長寿命化に係る整備事業費の追加補正でございます。

それでは、歳入についてご説明いたしますので、8ページのほうへお戻りいただきたいと思います。

上段の総括表でご説明申し上げたいというふうに思います。

14款国庫支出金では、5,320万円を計上してございます。これは社会資本整備総合交付金によるものでございます。

15款県支出金では、5,400万円を計上してございます。これは農業経営等復旧・再開支援対策事業補助金でございます。

続いて、20款諸収入では126万3,000円を計上してございます。落雪事故賠償金に係る市有物件等災害共済会共済金でございます。

21款市債では、8,670万円を計上してございます。これは県営経営体育成基盤整備事業、地方道路交付金事業、社会資本総合整備事業、これらに係る補正予算債でございます。

18款繰入金で、財政調整基金繰入金として2,360万6,000円を措置いたしまして収支の均衡を図ってございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は一般会計予算特別委員会に付託いたします。

◎議案第92号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第7、議案第92号平成25年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

説明を求めます。

建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました議案第92号平成25年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億7,259万6,000円に改めようとするものでございます。

第2条では、繰越明許費について、第3条では地方債の補正について定めております。

3ページのほうをお開き願います。

第2表繰越明許費補正において、追加分としまして三枚橋地区土地区画整理事業費総合交付金関連社会資本整備事業で5,200万円を新たに設定をしております。これは住宅2棟、物置2棟の建物移転に要する費用でございます。

次に、変更分としまして同交付金基幹事業で、補正後の繰越明許費を1億3,379万2,000円に改めてございます。この増額分につきましては、住宅4棟、車庫1棟、借家人1名に係る移転費用並びに区画街路の築造工事に要する費用でございます。追加、変更、どちらも国の補正予算(第1号)により、26年度に実施予定でありました交付金事業が前倒しで追加内示されたことに伴う補正であり、年度内の工事完了が困難なため繰越明許費を設定するものであります。

次に、4ページのほうをお願いいたします。

第3表地方債補正であります。都市計画事業債につきまして、記載のとおり限度額を改めてございます。

それでは、歳出の内容についてご説明いたします。8ページをお願いいたします。

1款1項3目三枚橋地区土地区画整理事業費において、補正額として1億7,700万円を追加しております。内容は先ほど申し上げましたように工事請負費並びに建物移転補償費であります。

歳入につきましては、前のページに戻っていただきまして1款1項国庫補助金に9,948万円を追加し、また6款1項市債に7,480万円を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第93号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第8、議案第93号平成25年度横手市下水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

説明を求めます。

上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第93号平成25年度横手市下水道事業会計補正

予算（第3号）についてご説明をいたします。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第2条は、業務の予定量の補正でございます。主要な建設改良事業について国の平成25年度補正予算に伴う補助対象事業費の増額により、業務の予定量を補正しようとするものでございます。

第3条では、資本的収入及び支出の予定額の補正でございます。

第1款資本的収入では、総額11億4,035万1,000円に1億500万円を増額し、収入総額を12億4,535万1,000円に改めようとするものです。

第1項の企業債4,970万円と第3項の補助金5,530万円の増額は、国の補正予算に伴う補助対象事業費の増額によるものでございます。

次に、第1款資本的支出では、総額17億212万円に1億1,060万円を増額し、支出総額を18億1,272万円に改めようとするものです。

第1項の建設改良費1億1,060万円の増額は、国の補正予算に伴い下水道管渠築造工事を実施しようとするものでございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額5億6,736万9,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金を3億6,393万6,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を1,195万8,000円に改め不足額を補填するものです。

次に2ページをごらんください。

第4条の企業債につきましては、起債対象事業費の増額により限度額を改めようとするものでございます。

なお、詳細につきましては3ページ以降の補正予算に関する説明書に記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎陳情委員会付託

○木村清貴 議長 日程第9、陳情の委員会付託であります。お手元に配付いたしております文書表の所管の委員会に付託いたします。

◎休会について

○木村清貴 議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査等のため、明3月8日から3月18日までの11日間、休会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、明3月8日から3月18日までの11日間、休会することに決定いたしました。

3月19日は、一般会計予算特別委員会終了後に本会議を開きます。

◎散会の宣告

○木村清貴 議長 本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 4時27分 散 会